



令和7年版

# 環境報告書



北上市



**【表紙写真】**

令和7年度 第34回花いっぱいコンクール  
学校花壇の部 最優秀賞 北上市立東陵中学校

## 目次

第1章 北上市の概況	1
第1節 自然特性	1
第2節 社会特性	2
第2章 第三次北上市環境基本計画の概要	5
第1節 計画の基本的事項	5
第2節 計画の基本理念	5
第3節 計画の目標	6
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の位置づけ	8
第3章 第三次北上市環境基本計画の進捗状況	9
<b>基本目標1 「地球環境に配慮した暮らしをするまち」をめざして</b>	10
□1-1 気候変動を緩和する	10
□1-1-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及	10
□1-1-2 省資源・省エネルギーの推進	10
□1-1-3 再生可能エネルギーの導入促進	12
□1-1-4 吸収源対策の推進	13
□1-1-5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進	13
□1-2 気候変動に適応する	14
□1-2-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及	14
□1-2-2 災害対策の推進	14
<b>基本目標2 「限りある資源を有効に利用するまち」をめざして</b>	15
□2-1 4Rを推進する	15
□2-1-1 家庭系ごみの減量	16
□2-1-2 事業系ごみの減量	16
□2-2 ごみの適正処理を推進する	17
□2-2-1 処理体制の整備	17
□2-2-2 不法投棄の防止	17
<b>基本目標3 「恵み豊かな自然と共に生きるまち」をめざして</b>	18
□3-1 次世代へ繋ぐ自然を守る	18
□3-1-1 すぐれた自然の保全	18
□3-1-2 生態系の保全	19
□3-2 人と自然とのふれあいを推進する	20
□3-2-1 ふれあいの場の確保	20
□3-2-2 ふれあいの機会の創出	20

<b>基本目標 4 「健康で安全・快適に暮らせるまち」をめざして</b>	22
□4-1 きれいな水環境を守る	22
□4-1-1 監視体制の充実	22
□4-1-2 発生源対策の推進	28
□4-2 さわやかな空気を守る	29
□4-2-1 監視体制の充実	29
□4-2-2 発生源対策の推進	31
□4-2-3 自動車排ガス対策の推進	31
□4-3 まちの静けさを守る	32
□4-3-1 監視体制の充実	32
□4-3-2 発生源対策の推進	34
□4-3-3 交通騒音・振動対策の推進	35
□4-4 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する	36
□4-4-1 監視体制の充実	36
□4-4-2 発生源対策の推進	38
□4-4-3 化学物質対策の推進	39
□4-5 快適な生活環境を創る	40
□4-5-1 水と緑のネットワークの形成	40
□4-5-2 景観の形成と美観の維持	40
<b>基本目標 5 「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」をめざして</b>	42
□5-1 環境教育・学習を推進する	42
□5-1-1 環境情報の共有化	42
□5-1-2 環境教育・学習の充実	42
□5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する	44
□5-2-1 自主的行動の推進	44
□5-2-2 協働・連携の推進	45
<b>第4章 資料編</b>	46
<b>第1節 環境基準</b>	46
□1-1 水質汚濁防止関係環境基準	46
□1-2 大気汚染防止法関係環境基準	52
□1-3 騒音・振動規制法関係環境基準	53
<b>第2節 環境保全協定締結事業所</b>	56

# 第1章 北上市の概況

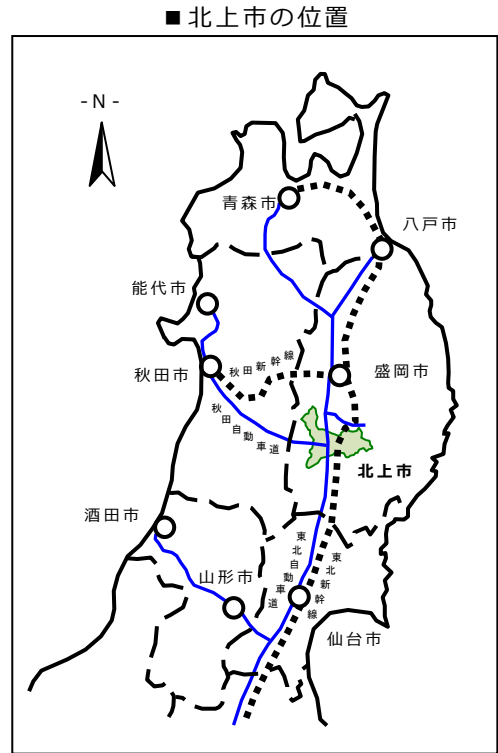
## 第1節 自然特性

### 1. 位置・地勢

北上市は岩手県内陸部のほぼ中央、北上平野の中ほどに位置しています。平成3年4月に旧北上市、和賀町、江釣子村の3市町村の合併により現在の「北上市」が誕生し、市域の延長は東西に約38km、南北に約34km、総面積は約437.55km<sup>2</sup>となりました。

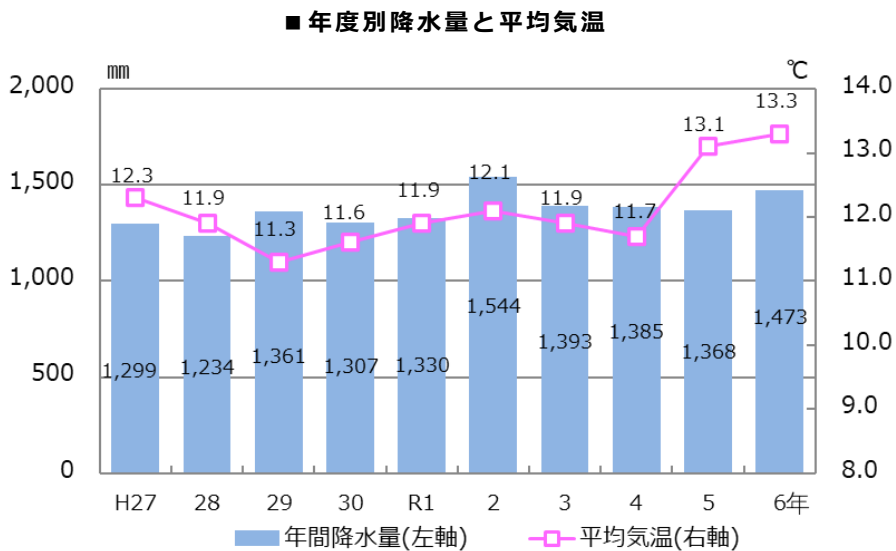
市内を流れる北上川と和賀川の合流地点には河岸段丘が形成され、豊かな水源と肥沃な土壌に恵まれた田園地帯や、市勢を担う中心市街地及び工業団地が開けています。

市の東部には北上高地、西部には奥羽山脈の山々が連なり、南西部の夏油川上流域は栗駒国定公園に指定されるなど、水と緑豊かな自然環境に恵まれています。また、国見山地域は生物の重要な生息地で岩手県の環境緑地保全地域に指定されており、優れた自然や豊かな緑地環境の保全が図られています。



### 2. 気候

北上市は太平洋側の気候区に属していますが、北上高地と奥羽山脈に挟まれており、気温の日較差や年較差が大きいなど、内陸性の気候特性を有しています。また、本市の西部は日本海側の気候特性を示し、冬期には山沿いにかけて積雪量が多くなります。令和6年の平均気温は13.3℃、年間降水量は1,473mmとなっています。



資料：令和6年版北上市統計書をもとに作成

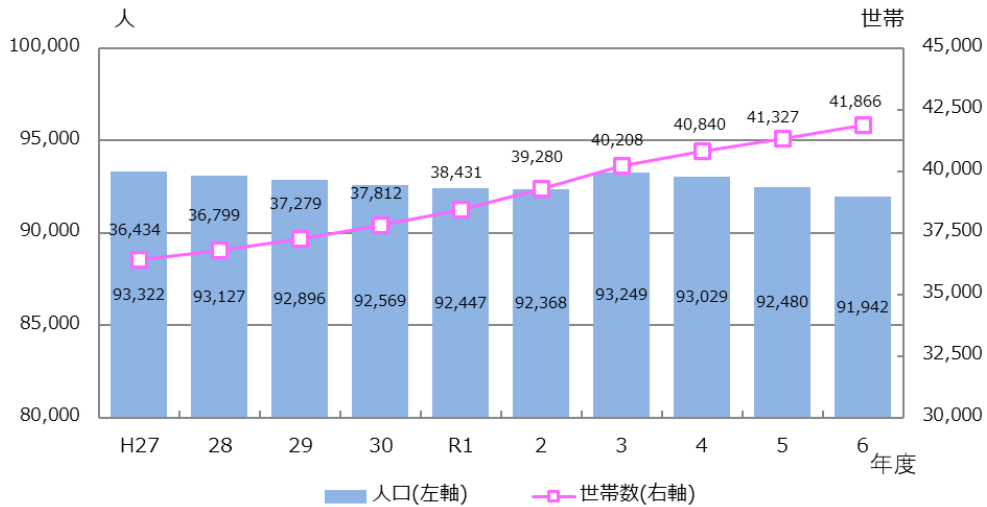
## 第2節 社会特性

### 1. 人口・世帯数

令和6年10月1日現在の人口は91,942人（対前年比-0.58%）、世帯数は41,866世帯（対前年比+1.30%）となっています。

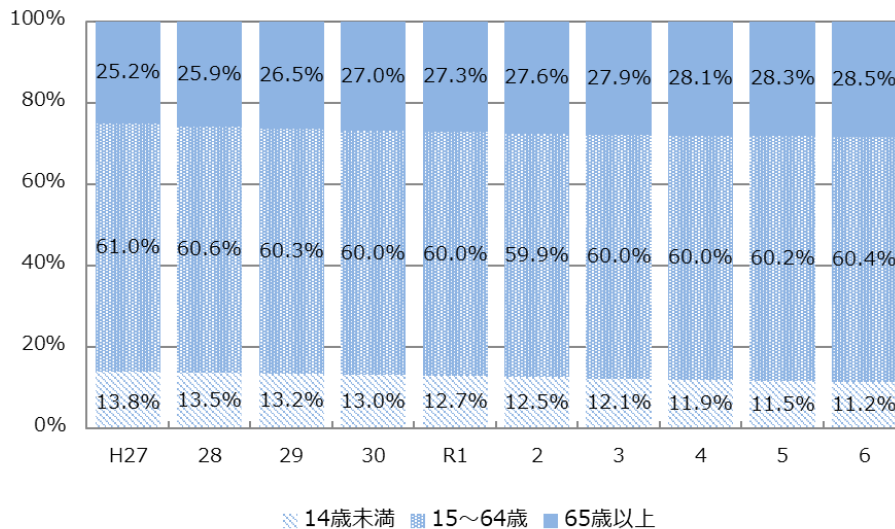
人口構成比の推移を見ると、年少人口（0～14歳）が減少し、高齢者（65歳以上）が増加する少子高齢化が進行していることがわかります。令和6年度は、年少人口は前年度より0.36%（375人）減少し、高齢者人口は0.03%（9人）増加しました。

■ 人口及び世帯数の推移（各年10月1日現在）



資料：令和6年版北上市統計書をもとに作成

■ 人口割合（各年9月末現在）



資料：市民課資料をもとに作成

## 2. 土地利用

本市では、北上川西部の北上平野一帯を国道4号、JR東北本線に沿う形で住宅地や工業地域などの都市集落が立地し、都市的部分を囲むように農地が開け、さらにその周囲を山間部や丘陵部が囲っています。

市の総面積437.55km<sup>2</sup>の約半分を山林及び原野が占め、次いで農用地、宅地となっています。土地利用の変遷を見ると、近年では中心市街地において空き店舗が増加するなど空洞化が進む一方で、大規模小売店舗の進出等によって郊外の市街化が進み、農地や自然環境の減少が懸念されています。市では、都市計画用途地域や農業振興地域を定め、計画的な土地利用に努めています。

■地目別土地利用状況（令和6年1月1日現在）

地目	面積 (ha)
宅地（商業地等含む）	2,816
田	8,227
畑	1,116
山林	21,958
原野	1,053
その他	8,638
計	43,808

（資料：令和6年版北上市統計書）

■都市計画用途地域（令和6年4月1日現在）

区分	面積 (ha)
第1種低層住居専用地域	215
第1種中高層住居専用地域	283
第2種中高層住居専用地域	111
第1種住居専用地域	416
第2種住居専用地域	153
近隣商業地域	92
商業地域	88
準工業地域	276
工業地域	46
工業専用地域	682
計（用途地域）	2,362

（資料：令和6年版北上市統計書）

## 3. 工業

本市は、市内を南北に結ぶ国道4号と東西に結ぶ国道107号の合流地点にあることに加え、東北自動車道、秋田自動車道及び東北新幹線といった高速交通網が充実した交通の要衝です。かつては農業主体の地域でしたが、県内でもいち早く独自の工業振興を推し進め、中でも北上工業団地は昭和30年代後半から事業を開始した県内で最も歴史のある団地で、「工業都市・北上」のシンボルとなっています。

本市の製品出荷額は自動車などの輸送用機械器具や電子部品・デバイス製造業の比率が高いものの、食品製造業から物流まで幅広く、多種多様な企業が集積していることが特徴です。

■事業所数・従業者数・製造品出荷額等

	事業所数	従業者数 (人)
令和5年	240	15,896

	製造品出荷額(億円)
令和4年	6,425

（資料：令和7年度北上市の概要）

■ 東北地方の工業

令和5年					R4 (※)	R3	R2
順位	市町村名	製造品出荷額等 (億円)	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)			
1	仙台市	11,177	718	15,604	仙台市	いわき市	仙台市
2	いわき市	10,388	667	24,413	いわき市	仙台市	いわき市
3	大和町	8,799	77	9,057	大和町	大和町	郡山市
4	郡山市	7,373	456	18,397	郡山市	郡山市	大和町
5	金ヶ崎町	6,691	35	6,404	金ヶ崎町	金ヶ崎町	金ヶ崎町
<b>6</b>	<b>北上市</b>	<b>6,425</b>	<b>240</b>	<b>15,896</b>	米沢市	米沢市	米沢市
7	八戸市	6,112	364	13,458	八戸市	八戸市	八戸市
8	鶴岡市	5,836	290	11,814	大崎市	福島市	福島市
9	大崎市	5,821	197	9,994	福島市	東根市	東根市
10	米沢市	5,185	276	11,389	東根市	大衡村	北上市
11	東根市	4,957	117	8,835	鶴岡市	北上市	鶴岡市
12	福島市	4,832	372	17,221	北上市	鶴岡市	石巻市

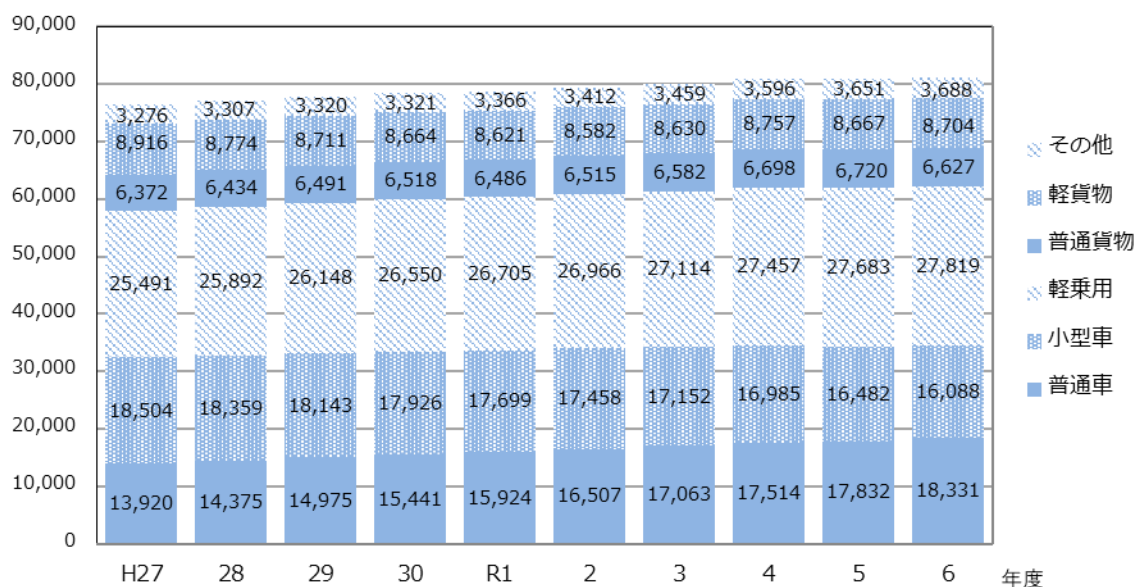
(資料：令和7年度北上市の概要)

4. 自動車の利用

(1) 自動車登録台数

自動車登録台数の中でも、軽自動車及び普通乗用車の登録数が年々増加する傾向にあり、令和6年度の増加率は対前年度比0.27% (+222台) でした。

■ 自動車登録台数の推移 (単位：台)



資料：東北運輸局岩手運輸支局資料をもとに作成

## 第2章 第三次北上市環境基本計画の概要

### 第1節 計画の基本的事項

環境を取り巻く情勢は日々変化しており、地球温暖化の進行による気温や海面の上昇、ゲリラ豪雨等の気候変動、農作物被害や、海洋プラスチックごみによる生態系を含めた海洋環境への悪影響など、環境問題は予断を許さない状況が続いています。

世界では、平成27年（2015年）に地球規模の環境の危機を反映し、国連持続可能な開発サミットにおいて持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。また、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）においても、温室効果ガス排出削減のための新たな枠組みである「パリ協定」が採択されました。

国においては、SDGs採択後の平成28年（2016年）に日本の取組みの指針となるSDGs実施方針を策定し、令和2年（2020年）にカーボンニュートラルの実現を表明しました。

市は、環境問題の深刻化を受けて、地域社会を構成するすべての主体が相互に協調し、連携を深め、水と緑豊かな北上市の環境を守り育て、将来の世代へと引き継いでいくことを決意し、平成11年（1999年）に「北上市環境を守り育てる基本条例」を制定しました。また、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成13年（2001年）に第一次北上市環境基本計画（計画期間：平成13年度～平成22年度）、平成23年（2011年）に第二次北上市環境基本計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）を策定し、望ましい環境のすがたとして「みんなで創る 水清く緑あふれる環境都市 きたかみ」を掲げ、その実現に向け環境施策を展開してきました。

本書は北上市環境を守り育てる基本条例第9条に基づく年次報告書として、市の環境の現状や第三次北上市環境基本計画に掲げる目標の達成状況等をまとめたものです。

### 第2節 計画の基本理念

北上市環境基本計画は、「北上市環境を守り育てる基本条例」第3条に掲げる基本理念を実現するため、環境の保全及び創造に関する環境施策を示すとともに、到達すべき目標値を定め、総合的かつ計画的に推進しています。

#### 北上市環境を守り育てる基本条例第3条に掲げる基本理念

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市内の様々な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、環境への負荷をできる限り減少することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することのできる社会が構築されることを目的とし、すべてのものがそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべてのものが認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

### 第3節 計画の目標

第三次北上市環境基本計画では、望ましい環境のすがたとして「地域で支え合い 人と自然が調和する 環境共生都市 きたかみ」を掲げ、その実現に向け5つの基本目標別に展開すべき環境施策を示しています。

#### 基本目標1 「地球環境に配慮した暮らしをするまち」

地球温暖化が深刻化し、気候変動の影響が北上市にも及んでいます。私たちは異常気象など地球規模の様々な環境問題に直面しており、一人ひとりの社会経済活動や生活様式もその一因となっています。

市でもこれらの問題に対する意識が高まっており、公共施設への太陽光発電システムやLED照明の導入等、環境に配慮したエネルギーの使用を推進しています。

地球の一員である市民一人ひとりが、日常の暮らしと地球環境との関わりを理解し、地球環境に配慮した暮らしをするまちづくりを進めていきます。



#### 基本目標2 「限りある資源を有効に利用するまち」

物質的な豊かさや利便性、快適性を追求した大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会構造は、身近なごみ問題にとどまらず、天然資源の枯渇や地球規模の環境にまで影響を及ぼします。

市はこれまで、家庭ごみの手数料化、30・10運動（※）の推進など、廃棄物対策を積極的に進めてきました。

今後さらにごみの減量や資源の有効利用を推進し、限りある資源を有効に利用するまちづくりを進めていきます。

（※） 飲食店での食べ残しを減らし、ごみの排出量を削減するため、宴会の最初の30分と最後の10分は席について料理を食べる取り組み

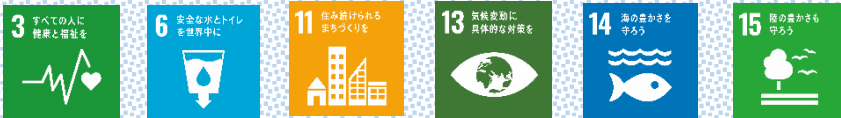


### 基本目標3 「恵み豊かな自然とともに生きるまち」

私たちの生活は自然の恵みによって支えられており、自然は人が生きるために必要な空気、水、食糧といった物質的な恵みのほか、精神的なやすらぎを与えてくれます。

北上市は豊かな自然に恵まれており、それらを守るために、生物多様性を保全する取り組みや、外来生物対策、自然とのふれあいの場の創出に努めなければなりません。

豊かな自然環境を守り育て、自然との共生を肌で感じ、その恵みを将来にわたり享受できるよう、恵み豊かな自然とともに生きるまちづくりを進めていきます。



### 基本目標4 「健康で安全・快適に暮らせるまち」

私たちが健康で文化的な暮らしを営むためには、大気や水、土壌といった身近な環境が良好であるとともに、都市アメニティの充実が求められます。

北上市は、産業や人口の集積、交通網の発達などにより、大気汚染や水質汚濁、騒音の発生など、環境に影響を与える要素が多く存在しています。

これらに起因した環境問題の発生を未然に防ぎ、市民の良好な生活環境を確保するとともに、うるおいある都市環境を創造し、健康で安全・快適に暮らせるまちづくりを進めていきます。



### 基本目標5 「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」

今日の複雑多様化した環境問題を解決するためには、地域社会に暮らすすべての人が連携し、それぞれの役割を果たしていく必要があります。

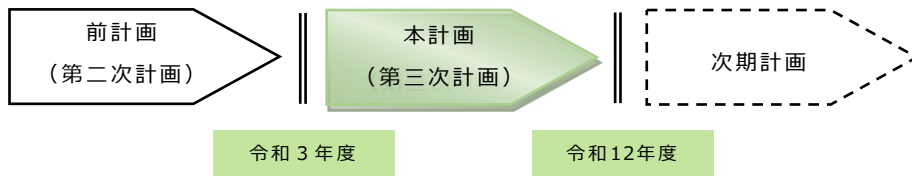
市内では、地域や各種団体による環境保全活動や、事業者による環境保全を目的とした地域貢献活動も活発に行われています。

市はこうした活動を支援するとともに、各主体間の情報交換や交流、施策形成への参画促進を図り、すべての人が連携して環境づくりに取り組むまちづくりを進めていきます。



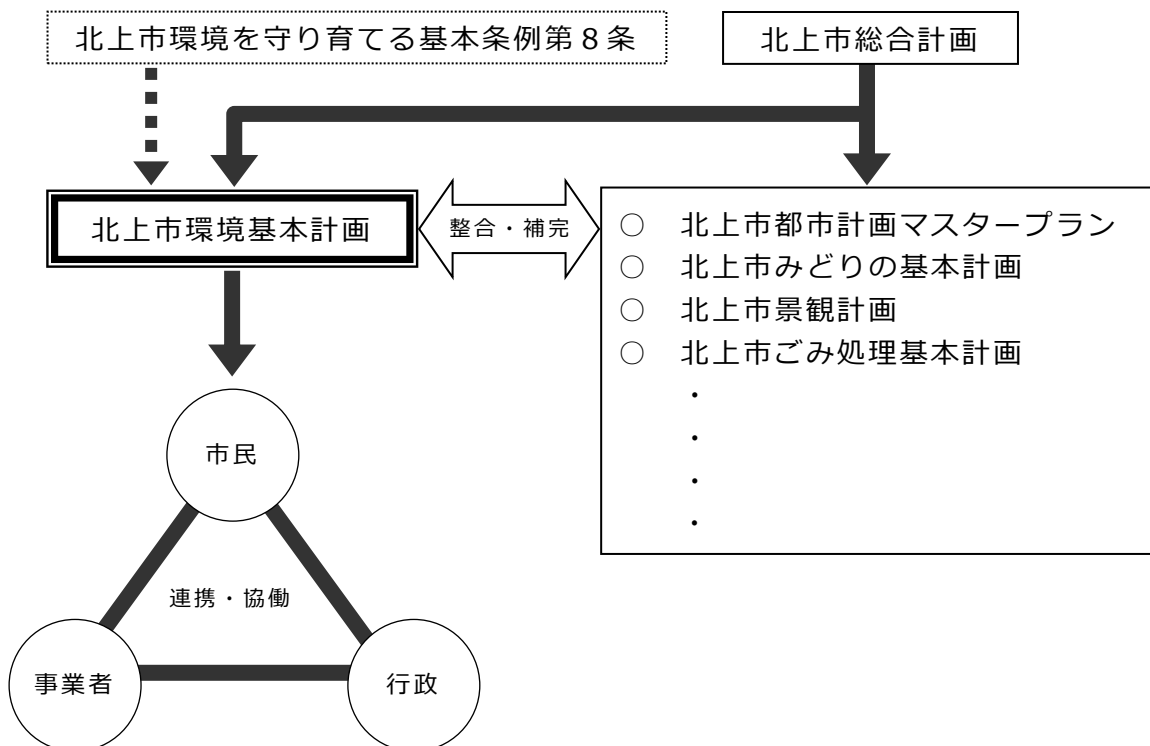
## 第4節 計画の期間

北上市環境基本計画（第三次計画）の計画期間は、令和3年度から令和12年度（2021～2030年度）の10年間としています。なお、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを行います。



## 第5節 計画の位置づけ

北上市環境基本計画は、環境行政のマスタープランとして、「北上市都市計画マスタープラン」「北上市みどりの基本計画」及び「北上市ごみ処理基本計画」といった各種計画と整合・補完しながら、市の最上位計画である北上市総合企画を環境面から支えます。

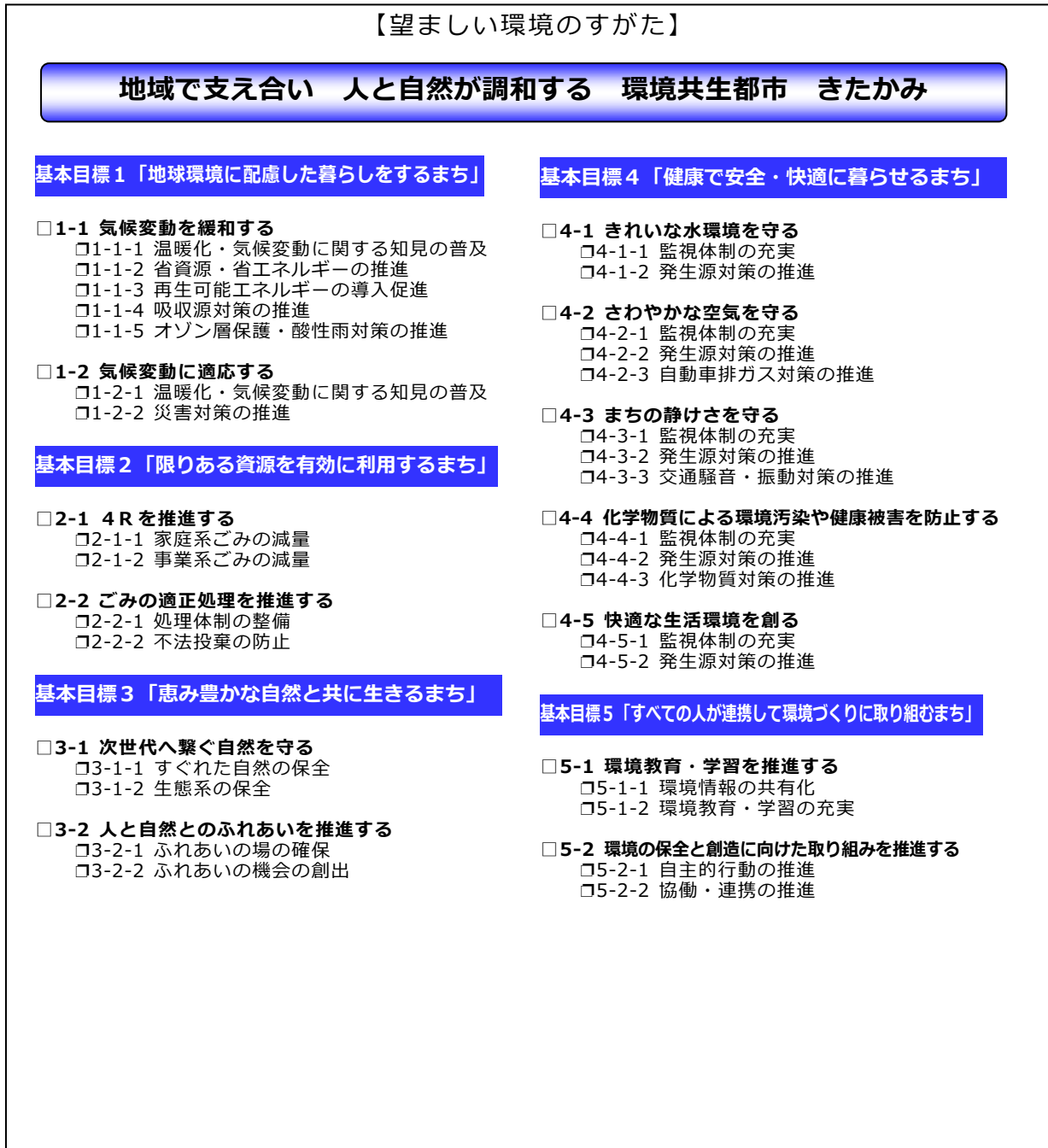


## 第3章 第三次北上市環境基本計画の進捗状況

### 環境指標（数値目標）の達成状況及び環境施策の実施状況

北上市における望ましい環境のすがたの実現に向けて、市は5つの基本目標を掲げ、推進すべき環境指標を示しています。第3章では、令和6年度末時点における環境指標の達成状況と、環境施策の実施状況について記載します。

#### ■ 施策の体系



## 基本目標1 「地球環境に配慮した暮らしをするまち」をめざして

### □ 1-1 気候変動を緩和する

#### 環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
住宅用おひさまパワー活用設備設置費補助金申請件数※1	57件/年	<b>106件/年</b>	100件/年
市の事務・事業により排出される温室効果ガス排出量※2	7,790 t/年	<b>8,476 t/年</b>	7,314 t/年

※1 太陽光発電設備と蓄電設備を設置した市民へ設備費用の一部を助成する北上市の補助金

※2 第二次北上市役所地球環境にやさしい行動計画に基づく対象設備からの温室効果ガス排出量

#### □ 1-1-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及

- 地球温暖化対策等の取り組みに関する情報や、北上第1・第2ソーラー発電所（かむいソーラー発電所）の発電量や効果を市ホームページに掲載し市民に周知しました。
- 出前講座や小学生を対象とした環境学習の取り組みを実施しました。

→説明：P.42「5-1-2 環境教育・学習の充実」

#### □ 1-1-2 省資源・省エネルギーの推進

- 市の施設すべての事務事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、令和4年に策定した第二次北上市役所地球環境にやさしい行動計画に基づき、取り組みを実施しました。

#### (1) 温室効果ガス排出削減の取り組みと実績

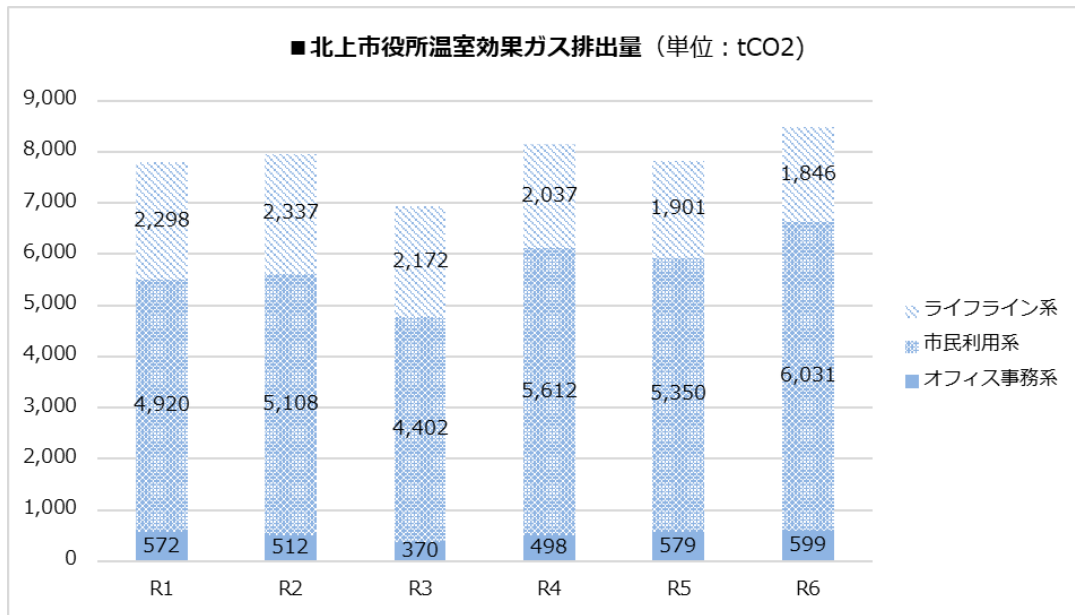
##### ■ 北上市役所地球環境にやさしい行動計画における温室効果ガス排出区分と削減目標

区分	概要	温室効果ガス排出量削減目標
オフィス事務系	庁舎や事務所等で主に事務作業を行う部門	令和8年（2026年）度までに 令和2年（2020年）度比で 8.0%削減
市民利用系	教育・文化施設、保健福祉関連施設など市民が利用することを主な目的とする部門	
ライフライン系	廃棄物処理、上下水道事業、防災関連等生活基盤に関連する部門	

##### ■ 北上市役所区分別温室効果ガス排出量（単位：tCO2）

区分	R2 (基準年度)	R5 (前年度)	R6	基準年度比	前年度比
オフィス事務系	512	579	599	+87	+20
市民利用系	5,108	5,350	6,031	+923	+681
ライフライン系	2,337	1,901	1,846	-491	-55
合計	7,957	7,831	8,476	+519(+6.5%)	+645(+7.6%)

※ 算定対象施設は第二次計画による ※ 算出式に基づき北上市環境政策課で計算



（2）廃棄物発生抑制の取り組みと実績

■北上市役所本庁舎種類別一般廃棄物年間排出量（単位：kg）

	可燃物	不燃物	紙類	段ボール	缶	びん	廃プラ	ペットボトル	金属類	新聞	電池	合計
R5	6,756	280	16,530	2,590	274	173	443	819	10	905	20	28,800
R6	7,145	295	16,010	2,250	270	280	480	815	20	1,050	17	28,632

資料：北上市資産経営課

■北上市役所グリーン購入適合製品調達率

分野	目標調達率 （目標年度：R8年度）	R2 （基準年度）	R5 （前年度）	R6
紙類	各分野において 現状値（R2年度）から 5%上昇	89%	94.9%	95.6%
文具類		76%	69.3%	77.0%
印刷		10%	31.5%	29.7%

資料：北上市環境政策課

（3）環境に配慮した行動の推進

- 庁舎内の空調機器は、夏季は室温が28℃を超えた場合又は不快指数が77以上になった場合に冷房を使用し、冬季は室温20℃に設定して使用することで電力使用量の削減を図りました。
- 市民等に不快感を与えない服装を心掛けながら5月～3月まで通年輕装を実施しました。
- 毎週第2・第4月曜日はノー残業デーを実施しました。また、第1・第3・第5月曜日をライトダウンデーとし、午後8時までの積極的な退庁を促すことで電気使用量の削減に取り組みました。
- 公用車更新に合わせ、計画的に次世代自動車を導入しています。（令和6年度：3台更新）
- 市内の街路灯の新設・更新の際は、消費電力が従来の蛍光灯や水銀灯より低いLEDを使用したものに切り替えており、地域が行うLED街路灯設置またはLED灯具への交換に対し補助を行いました。（令和6年度：104箇所新設・交換、3,893千円交付）
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律により、床面積300平方メートル以上のすべての建築物を新築・増改築又は大規模な修繕等を行う際に必要な届出について、指導を行いました。

た。(令和6年度届出：26件)

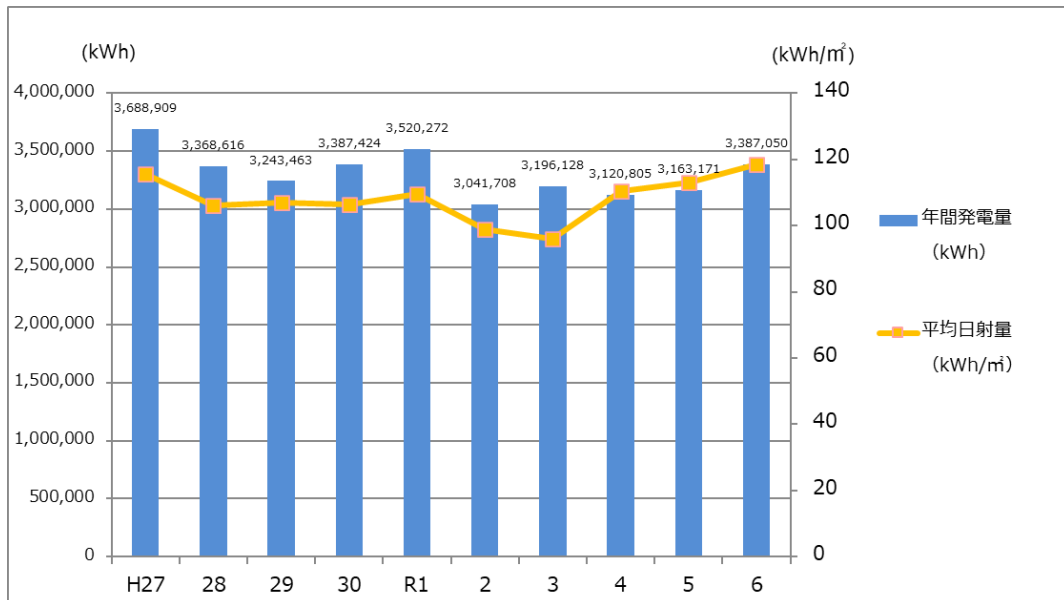
- エコアクション21の市内における認定事業者数は、令和7年3月末現在11社となっています。
- ISO14001の市内における認定事業者数は、令和7年3月末現在16社となっています。

<b>解説</b>
<b>エコアクション21</b> 事業所が環境省の定めたガイドラインに基づき、環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを適正に行っている事業所を認証する制度のことです。
<b>ISO14001</b> 国際標準化機構が発行した環境マネジメントシステムの仕様を定めている国際規格のことです。これを取得するためには、PDCAサイクルの概念に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していくことが求められます。

□1-1-3 再生可能エネルギーの導入促進

- 再生可能エネルギーの普及や地球温暖化における二酸化炭素排出量削減を図るため、市民が住宅に太陽光発電設備と蓄電池設備を導入する際に補助金を交付しました。(令和6年度：太陽光発電設備・蓄電設備延べ106件、計17,628千円交付)
- あじさい型スマートコミュニティ構想モデル事業対象施設において、太陽光発電量や電気使用量の見える化を実施しました。
- 令和6年度の北上第1・第2ソーラー発電所（かむいソーラー発電所）の発電量は、3,387,050kWhでした。あじさい型スマートコミュニティ構想モデル事業の対象施設における発電と合わせて、市の公共施設における使用電力の34.5%を賄いました。
- 北上市再生可能エネルギー活用基金を活用し、北上第1・第2ソーラー発電所の売電収益を市の環境・エネルギー施策に再投資しています。

■北上第1・第2ソーラー発電所（かむいソーラー発電所）年間発電量



資料：北上市環境政策課

---

□1-1-4 吸収源対策の推進

---

- 森林のもつ二酸化炭素吸収源としての機能を発揮できるよう、森林資源の計画的な保全と育成に努めました。

→関連：P.18「3-1-1 すぐれた自然の保全」

- 北上市役所地球環境にやさしい行動計画及びごみ処理基本計画に基づき、紙類のリサイクルに取り組み、森林資源の保全と有効利用に努めました。

→関連：P.10「1-1-2 省資源・省エネルギーの推進」

□1-1-5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進

---

- フロン排出抑制法に基づき、公共施設におけるエアコン等の庁用機器について、法令に基づく点検を実施しました。（令和6年度：国への報告対象となる1,000 t以上の漏えいなし）

## □ 1-2 気候変動に適応する

## 環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
自主防災組織における防災訓練等の実施率	60.2%	<b>53.2%</b> <sup>※1</sup> (R5)	70% (総合計画目標値)
危険区域、避難場所、避難ルートを知っている市民の割合	46.0% (H30)	<b>48.4%</b>	60% (総合計画目標値)

※1 令和6年度は未実施のため、最新の令和5年度実績を記載

## □ 1-2-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及

- 出前講座や小学生を対象とした環境学習に取り組みました。
- 県が実施する各種省エネキャンペーン等について、市のホームページ等で周知を図りました。

→詳細：P.42「5-1-1 環境情報の共有化」

## □ 1-2-2 災害対策の推進

- 小学生を対象に防災に関する講座を開催するなど、多様な住民向けに防災知識の普及啓発に取り組みました。(令和6年度：出前講座・防災教育6回実施)
- 地域における自主防災組織育成のため研修会等を開催しました。(令和6年度：自主防災マイスター講習：4回計96人参加)

**基本目標2 「限りある資源を有効に利用するまち」をめざして**

**□ 2-1 4Rを推進する**

**環境指標の進捗状況**

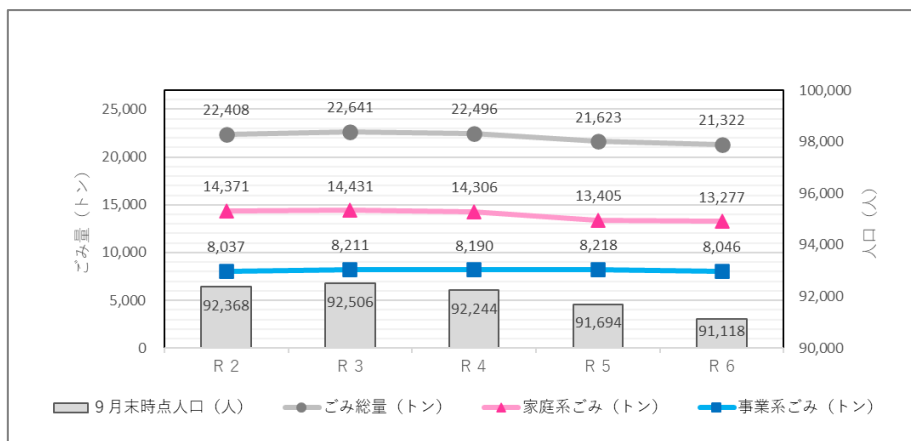
環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
一人1日当たりのごみ排出量 <sup>※1</sup>	665 g/人・日	<b>641 g/人・日</b>	651 g/人・日
リサイクル率 <sup>※2</sup>	38.0%	<b>35.1%</b>	38.5%
最終埋立量	1,363 t/年	<b>1,058 t/年</b>	1,238 t/年
一人1日当たりの家庭系食品ロス量	40g/人・日	<b>47.3 g/人・日<sup>※3</sup></b> (R4)	35g/人・日

※1 北上市ごみ処理基本計画に準じ算出

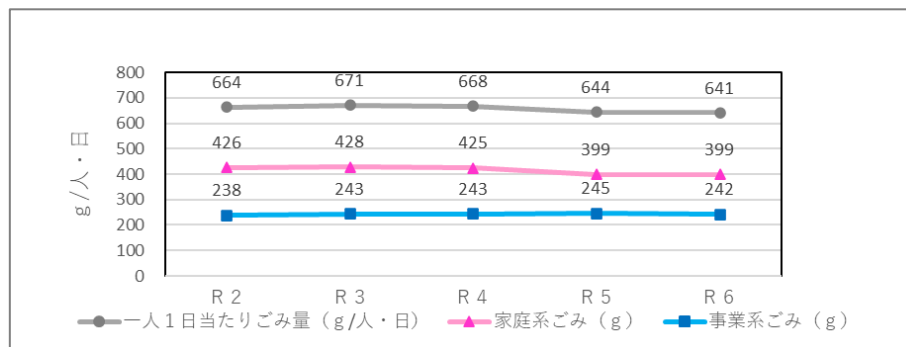
※2 事業系資源ごみ及び焼却灰を含む

※3 令和6年度は調査未実施のため、最新の令和4年度実績を記載

**■ごみ排出量の推移**



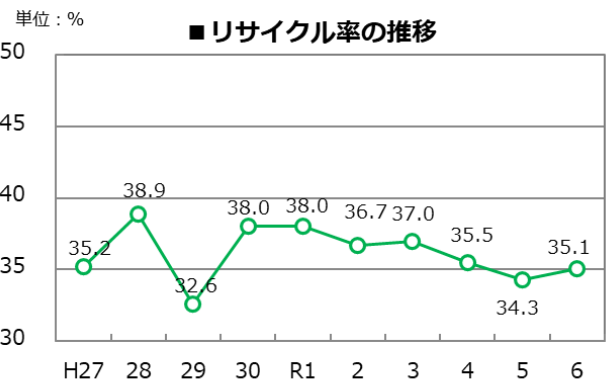
**■一人1日当たりのごみ量**



資料：北上市環境政策課

□ 2-1-1 家庭系ごみの減量

- リサイクル率の推移は右のとおりです。令和6年度は前年度と比較して0.8ポイント上昇しました。
- ごみ減量専任指導員が、地域のごみ集積所や常設資源ごみステーションにおける混在ごみの排出者に対し、分別指導を実施しました（令和6年度：11件）。
- ごみの減量とリサイクルの推進を図るため、出前講座を3回実施しました。



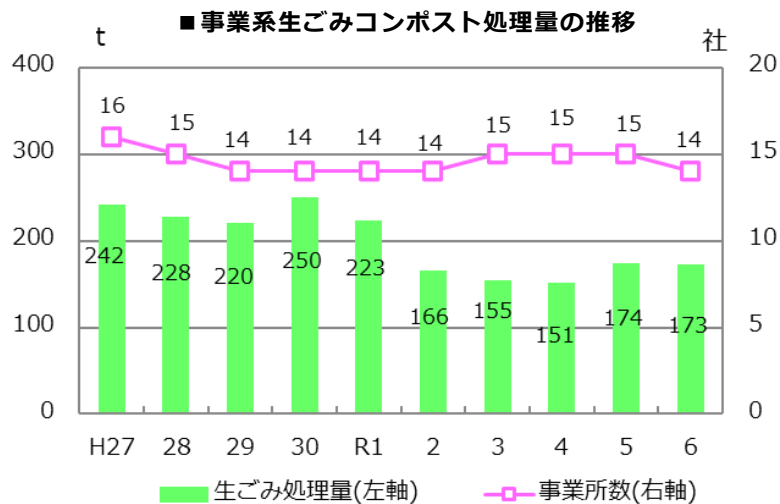
→関連：P.42「5-1-2 環境教育・学習の充実」

資料：北上市環境政策課

- ごみの分別やリサイクル推進について周知したほか、ごみカレンダーを全戸配布しました。（令和6年度：市広報6回、ごみアプリ15回、市ホームページ2回）
- 家電及び小型家電リサイクル法について周知し、リサイクル推進を図りました。（令和6年度：市広報1回）

□ 2-1-2 事業系ごみの減量

- 事業所における生ごみの堆肥化について、令和6年度は14事業所で173tの生ごみが堆肥化されました。
- 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び循環型社会の形成に関する条例（県）の規定に基づく届出（分別解体・再資源化の義務）について、指導を行いました。（令和6年度届出：117件）



資料：北上市環境政策課

## □ 2-2 ごみの適正処理を推進する

## 環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
地域清掃参加者数 (公衆衛生組合連合会主催)	26,091人	<b>25,060人</b>	26,000人
不適正排出量	6.1 t	<b>9.5 t</b>	3.0 t

## □ 2-2-1 処理体制の整備

- 令和6年度末現在、市内ではごみ集積所を1,984箇所(うち資源ごみステーションは394箇所)、資源ごみ常設ステーションを4箇所設置しています。

## ■ 資源ごみ常設ステーション

北上市清掃事業所	北日本環境保全 藤沢リサイクルセンター
株式会社エコ	北日本環境保全 鬼柳工場

- 不法投棄や野焼き等の不適正処理の防止を図るため、農業用廃プラスチック及び苗箱の回収作業を4回実施したほか、処理費用に対する助成を実施しました。

## □ 2-2-2 不法投棄の防止

- 市内各地区の公衆衛生指導員が中心となり、不法投棄防止パトロールを実施しました。(令和6年度：活動回数延べ66回)
- 市内の不法投棄発生が懸念される箇所に監視カメラを設置しています。(令和6年度：新規7台設置)
- ごみの適正な排出を周知するため、外国人向けに英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語のごみ分別ポスターを作成しています。

**基本目標3 「恵み豊かな自然と共に生きるまち」をめざして**

**□ 3-1 次世代へ繋ぐ自然を守る**

**環境指標の進捗状況**

環境指標		現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
鳥獣保護区		2,416ha	<b>2,416ha</b>	2,416ha
外来生物苦情解決率		100%	<b>100%</b>	100%
野生生物の種類 <sup>※1</sup> ( )内は希少種		現状維持	-	現状維持
植物		1,497種 (99種)	<b>1,530種 (146種)</b>	
脊椎動物	哺乳類	32 (10)	<b>40 (15)</b>	
	鳥類	148 (39)	<b>216 (68)</b>	
	爬虫類	11 (2)	<b>14 (4)</b>	
	両生類	14 (5)	<b>14 (7)</b>	
	魚類・円口類	35 (3)	<b>42 (9)</b>	
節足動物	昆虫類	1,000 (34)	<b>3,770 (53)</b>	
	甲殻類	5 (0)	<b>12 (0)</b>	
	クモ類	125 (0)	<b>176 (0)</b>	
軟体動物	陸生貝類	10 (1)	<b>20 (1)</b>	
	淡水生貝類	15 (6)	<b>18 (6)</b>	

※1 博物館の標本や文献整理等を行い、市内で確認された動植物種について整理したもの。希少種とは岩手レッドデータブックの掲載種のこと。

**□ 3-1-1 すぐれた自然の保全**

- 森林資源保全のため市有林除間伐等による管理を行いました。(令和6年度：6.0ha)
- 令和6年度は、8月29日から9月10日まで、19班体制で農地パトロールを実施しました。  
(遊休農地：305筆260,902㎡、再生利用が困難な農地：167筆134,115㎡)

**■ 農地の利用集積 (令和6年度実績)**

項目	面積	件数 ※ ( )内はR5年度実績
所有権移転	25.4ha (173筆)	49件 (49件)
利用権設定	656.5ha (4,712筆)	1,219件 (797件)
使用賃借権設定	30.1ha (220筆)	74件 (72件)
利用権移転	7.0ha (36筆)	13件 (0件)
計	719.0ha (5,141筆)	1,355件 (918件)

資料：北上市農業委員会事務局

■ 森林の機能類型別面積（令和6年度末現在、単位：ha）

区分	水源かん養		災害の防止及び土壌の保全		快適な環境の形成	
	市有林	民有林	市有林	民有林	市有林	民有林
人工林	179.11	2290.22	54.16	46.83	0.00	0.37
天然林	57.13	2906.08	17.15	87.75	0.61	2.76
その他	21.95	352.05	3.88	4.66	0.07	0.84
計	258.19	5548.35	75.19	139.24	0.68	3.97

区分	保健文化		木材の生産		合計		
	市有林	民有林	市有林	民有林	市有林	民有林	合計
人口林	15.12	25.33	13.14	220.73	261.53	2583.48	2845.01
天然林	60.87	120.62	16.55	433.71	152.31	3350.92	3703.23
その他	4.87	2.68	4.54	55.74	35.31	415.97	451.28
計	80.86	148.63	34.23	710.18	449.15	6550.37	6999.52

資料：北上市農林企画課

## □ 3-1-2 生態系の保全

- 鳥獣保護区とは、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣（鳥類と哺乳類）の保護繁殖を図るために指定される区域です。市内では3箇所（2,416ha）が設定されています。
- 近年は、生態系被害防止外来種であるアメリカオニアザミやオオキンケイギク等の繁茂が拡大しています。令和6年度は11件の相談が寄せられ、地権者に対して適正な駆除を依頼しました。
- 里地・里山の保全管理のため、以下の事業を実施しました。

**（1） 多面的機能支払交付金事業**

- 農地維持支払交付金では、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基本的保全活動を支援しました。（令和6年度：45組織、取組面積6,884ha、206,501千円交付）
- 資源向上支払交付金（共同活動）では、水路、農道等の軽微な補修や、植栽による景観形成等の地域資源の質的向上を図る活動を支援しました。（令和6年度：45組織、取組面積6,862ha、125,062千円交付）
- 資源向上支払交付金（長寿命化）では、農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等を支援しました。（令和6年度：35組織、5,824ha、127,886千円交付）

**（2） 環境保全型農業直接支払交付金事業**

- 農薬や化学肥料を減らす取り組みを行う生産者に対し、国の制度に基づき助成しました。（令和6年度：6経営体、取組面積93.74ha、5,192千円交付）

## □ 3-2 人と自然とのふれあいを推進する

## 環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
自然探索会参加者数 (和賀川の清流を守る会主催)	23人	13人 <sup>※1</sup> (R5)	20人
水生生物調査参加団体数	3団体	5団体	4団体

※1 令和6年度は雨天中止のため、最新の令和5年度実績を記載

## □ 3-2-1 ふれあいの場の確保

- 自然環境の保全と魅力ある水辺の環境整備を推進しており、展勝地、和賀川ふれあい広場、九年橋せせらぎ公園、和賀川グリーンパークを中心に都市環境と調和した景観づくりや散策路などの整備を進めています。
- 夏油三山（牛形山、経塚山、駒ヶ岳）の登山道（駒ヶ岳登山道、夏油高原トレッキングコース、牛形山登山道）について、草刈等の整備を行いました。
- 自然公園の適正利用のため、6月から10月末まで夏油温泉園地内の見回りを実施しました。
- 自然公園保護管理員を配置し、栗駒国定公園の山野草の採取行為の監視やごみの持ち帰りなどに対する注意指導と意識啓発を実施しました。

## □ 3-2-2 ふれあいの機会の創出

- 以下の体験型イベントを実施しました。

イベント名等	内容	実施団体
夏のわんぱく自然教室	生活環境保全林内で「夏のわんぱく自然教室」を開催し、森林に対する知識や役割などの啓発活動を実施した 7/27開催 参加者20人	北上市（農林企画課）
企画展の開催	「バードカービング作品展」 4/13～5/31 来館者804人	北上市（博物館）
	「文学作品に登場する昆虫」 7/20～10/6 来館者838人	
	「北上市の絶滅危惧昆虫～標本で見るレッドデータブックとの考察」 12/7～2/28 来館者681人	
自然観察会の開催	7/28開催 参加者31人 1/12開催 参加者14人	
登山、スノーシューハイキング	4～3月までに5回開催	夏油高原インタープリターの会
グリーンツーリズム	農業体験の受入を支援した（2件）	きたかみグリーン・ツーリズム推進協議会

- 県では、身近な河川にすむ生物の観察を通じて、河川の水質状況の認識や水環境保全意識を図るため、水生生物調査を実施しています。令和6年度における市内団体の参加状況は以下のとおりでした。

■ 令和6年度水生生物参加団体

参加団体名	参加人数	調査河川	水質階級
キオクシア岩手株式会社	3	和賀川	I
日本ボーイスカウト岩手連盟北上第1団	20	鈴鴨川	I
北上中学校科学部	52	黒沢川（北上川水系）	I
和賀地区自治協議会（笠松小学校・和賀西小学校）	33	尻平川	I
鬼柳小学校	悪天候のため中止		

■ 河川水質の指標となる水生生物一覧

水質階級		特 徴
I	きれいな水	水は透明で川底まで見え、川の中に入って遊びたくなるようなところ。 （指標生物：カゲロウ、カワゲラ、サワガニ等）
II	少しきたない水	周りには水田や住宅があり、水は少し濁っている。 （指標生物：ゲンジボタル、スジエビ、トビケラ等）
III	きたない水	住宅が多く排水路が川につながっており、川底は泥状。 （指標生物：タニシ、ミズカマキリ、ヒル等）
IV	大変きたない水	周りに工場などが多く、川の水は濁っていてごみなどがある。 （指標生物：アメリカザリガニ、エラミミズ、セスジユスリカ等）

**基本目標4 「健康で安全・快適に暮らせるまち」をめざして**

**□ 4-1 きれいな水環境を守る**

**環境指標の進捗状況**

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
類型指定河川のBOD値環境基準達成率 <sup>※1</sup>	100% (H30)	<b>100%</b> (R5)	100%
市内中小河川のBOD値におけるA類型基準達成率	100%	<b>100%</b>	100%
地下水の環境基準達成率	94.1%	<b>100%</b>	97.0%
汚水処理水洗化率 <sup>※2</sup>	84.3%	<b>86.9%</b>	86.6% (総合計画目標値)
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率 (排水)	100%	<b>100%</b>	100%
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率 (土壌・地下水)	100%	<b>100%</b>	100%

※1 BOD値の環境基準 AA類型：1.0mg/l以下 A類型：2.0mg/l以下 B類型：3.0mg/l以下

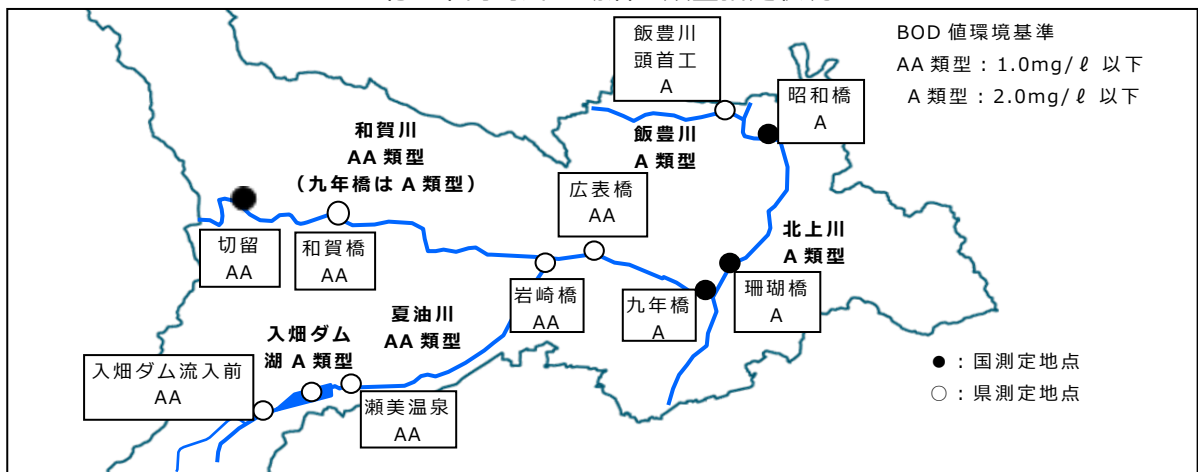
※2 水洗化率 = 水洗便所設置済人口 ÷ 処理区域内人口

**□ 4-1-1 監視体制の充実**

- 公共用水域及び地下水の水質、土壌汚染状況の適切な把握を行いました。

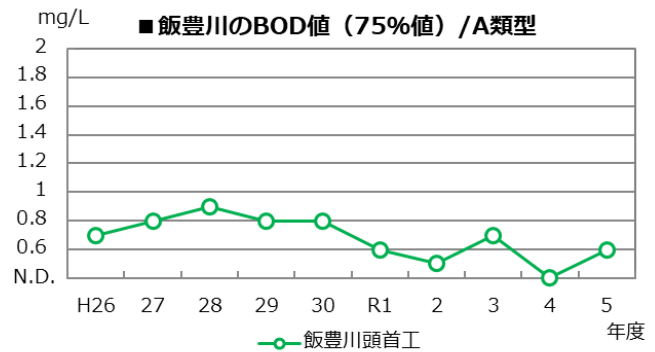
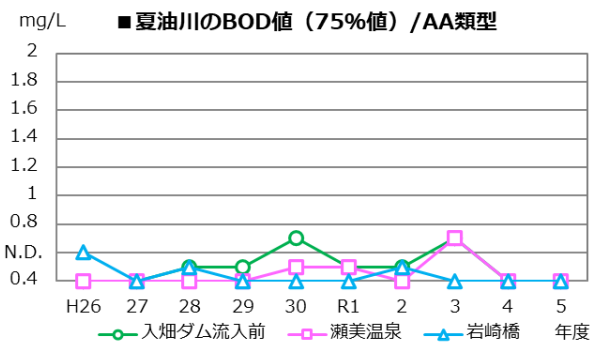
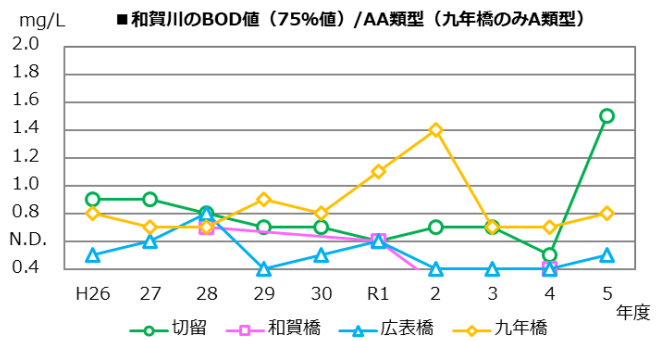
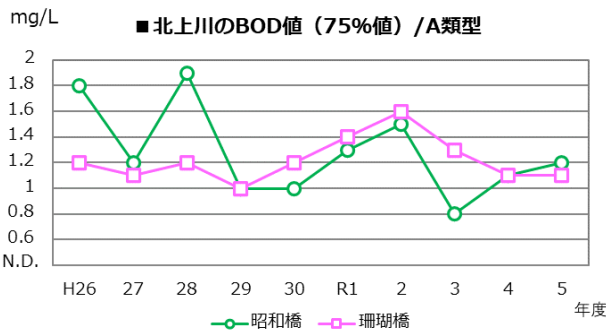
**(1) 公共用水域の水質状況**

■ 北上市内河川・湖沼の類型指定状況



- 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）について、令和5年度（最新データ）は環境基準を超過した地点はありませんでした。
- 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）について、令和5年度（最新データ）は水の汚れを見る代表的な指標となるBOD値（75%値）で、全ての調査地点において環境基準を満たしていました。

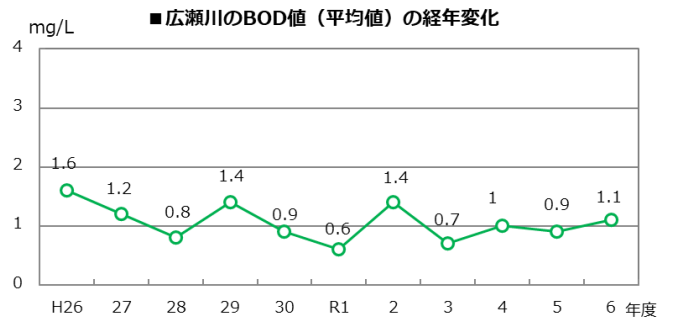
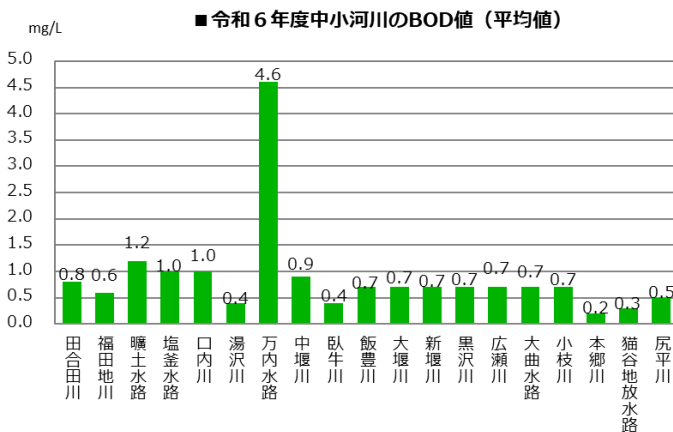
■ 類型指定河川の水質（国土交通省、岩手県測定）



資料：北上市環境政策課

- 人の健康の保護に関連する物質で知見の集積に努めるべき項目（要監視項目）について、令和5年度（最新データ）は広表橋（12項目）、飯豊川頭首工（3項目）、和賀橋（1項目）で調査を実施しましたが、指針値を超過した項目はありませんでした。
- 市内中小河川については、市が年3回（6、9、12月）19地点で調査測定を実施しました。BOD値の年平均値を見ると、令和6年度は万内水路以外で類型指定A類型相当基準を達成しました。
- 飯豊川及び後藤野工業団地柏野団地専用排水路でPFASの調査を実施しました。測定結果はどちらも5 ng/L以下で、国の定める指針値（50ng/L）を超過した地点はありませんでした。

■ 中小河川の水質（市測定）

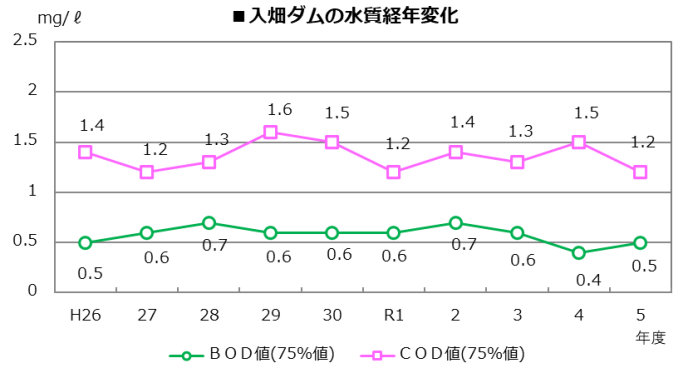


資料：北上市環境政策課

<b>解説</b>
<b>類型指定</b> 都道府県が河川、湖沼及び海域別に利水目的に応じて指定する区分をいい、類型ごとに環境基準が定められています。(類型の種類と基準値は資料編参照)
<b>BOD (生物化学的酸素要求量)</b> 水中の有機物が微生物の働きによって分解される際に消費される酸素の量で、数値が大きいほど水中に有機物が多く、水質汚濁が進んでいることを意味します。
<b>75%値</b> n個の日間平均測定値を水質の良いものから並べたときに、 $0.75 \times n$ 番目 (小数点以下切り上げ) にくる数値のことです。75%値はBOD、CODの環境基準の評価に使用されます。

**(2) 入畑ダムの状況**

- 令和5年度(最新データ)は、健康項目及び生活環境項目(湖沼A類型及びII類型の基準)を全て満たしていました。
- BOD値(75%値)は、河川AA類型基準(1.0mg/ℓ以下)に相当する範囲で推移しており、良好な値を示しました。
- COD値(75%値)は、湖沼A類型基準(3.0mg/ℓ以下)に相当する範囲で推移しており、良好な値を示しました。



資料：北上市環境政策課

<b>解説</b>
<b>COD (化学的酸素要求量)</b> 水中の被酸化性物質を酸化するために必要な酸素の量を示したものです。主な被酸化物は有機物であるため、数値が大きいほど有機物量が多く、水質汚濁が進行しています。湖沼や海域の環境基準として適用されます。

(3) 地下水の水質状況

- 市が令和6年度に工業団地周辺の井戸を優先的に選定して実施した市内24地点の調査では、測定した項目のすべてにおいて、地下水の水質汚濁に係る環境基準を満たしています。

■地下水概況調査結果（令和6年度、市測定24地点）

測定項目		概況調査数（24地点）		
		調査数 <sup>※1</sup>	検出数 <sup>※2</sup>	基準超過数 <sup>※3</sup>
地下水の水質汚濁に係る環境基準項目	カドミウム	9		
	全シアン	1		
	鉛	10		
	六価クロム	9		
	砒素	15	1	
	総水銀			
	アルキル水銀			
	P C B			
	ジクロロメタン	11		
	四塩化炭素			
	1,2-ジクロロエタン			
	クロロエチレン	11		
	1,1-ジクロロエチレン	11		
	1,2-ジクロロエチレン	11		
	1,1,1-トリクロロエタン	5		
	1,1,2-トリクロロエタン			
	トリクロロエチレン	12		
	テトラクロロエチレン	7		
	1,3-ジクロロプロペン			
	チラウム			
シマジン				
チオベンカルブ				
ベンゼン				
セレン				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	20	20		
ふっ素	14			
ほう素	10			
1,4-ジオキサン	5			
その他項目	気温、水温、透視度	24		
	pH	24		
	銅含有量	8	6	
	亜鉛含有量	8	4	
	鉄含有量	8	3	
	マンガン含有量	8		
	トルエン			

※1 調査数

当該井戸を測定した井戸の数

※2 検出数

調査井戸のうち、当該項目が検出された井戸の数

※3 基準超過数

検出井戸のうち、当該項目の濃度が基準値を超過していた井戸の数

※空欄は0を表しています  
以下のページも同様

【市測定地点】

北上市工業団地周辺(10地点)

後藤野工業団地周辺(5地点)

北上南部工業団地周辺(4地点)

豎川目工業団地周辺(4地点)

上江釣子(1地点)

- 県が令和6年度に実施した概況調査・定期モニタリング調査について、調査を実施した7地点のうち、基準値超過は1地点、指針値超過は1地点でした。

■地下水調査結果 環境基準項目・要監視項目及びその他の項目（令和6年度、岩手県測定7地点）

測定項目		概況調査数			継続監視調査数		
		(5地点)			(2地点)		
		調査数	検出数	基準値超過数	調査数	検出数	基準値超過数
環境基準項目※	カドミウム	5					
	全シアン	1					
	鉛	5	1				
	六価クロム	5					
	砒素	5			1	1	1
	総水銀	5					
	アルキル水銀	5					
	P C B	1					
	ジクロロメタン	5					
	四塩化炭素	5					
	1,2-ジクロロエタン	5					
	塩化ビニルモノマー	1					
	1,1-ジクロロエチレン	5					
	1,2-ジクロロエチレン	5					
	1,1,1-トリクロロエタン	5					
	1,1,2-トリクロロエタン	5					
	トリクロロエチレン	5					
	テトラクロロエチレン	5					
	1,3-ジクロロプロペン	4					
	チウラム	4					
	シマジン	4					
	チオベンカルブ	4					
	ベンゼン	5					
セレン	5						
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5	3		1	1		
ふっ素	1						
ほう素	1						
1,4-ジオキサン	1						

【県測定地点】

概況調査（鬼柳町、黒岩、豎川目、岩崎、滑田）

継続監視調査（鍛冶町、北鬼柳）

測定項目	概況調査数			継続監視調査数		
	(5地点)			(2地点)		
	調査数	検出数	指針値超過数	調査数	検出数	指針値超過数
要 監 視 項 目	クロロホルム	1				
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	5				
	1,2-ジクロロプロパン	1				
	p-ジクロロベンゼン	1				
	イソキサチオン	4				
	ダイアジノン	4				
	フェニトロチオン	4				
	イソプロチオラン	4				
	オキシシン銅	4				
	クロロタロニル	4				
	プロピザミド	4				
	E P N	4				
	ジクロロボス	4				
	フェノブカルブ	4				
	イプロベンホス	4				
	クロルニトロフェン	4				
	トルエン	1				
	キシレン	1				
	フタル酸ジエチルヘキシル	1				
	ニッケル	1				
	モリブデン	1				
	アンチモン	1				
	エピクロロヒドリン	1				
全マンガン	1			1	1	1
ウラン	1					
フェノール						
ホルムアルデヒド						
そ の 他 項 目	有機燐化合物					
	pH	5			2	
	電気伝導度	5			2	
	水温	5			2	

資料：北上市環境政策課

※ 指針値は測定結果を評価するうえで定めているもので、長時間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であり、一時的にある程度の値を超えることがあっても直ちに健康への有害な影響を受けないであろうと判断される値のこと。

※ 基準は「地下水の水質汚濁に係る環境基準」によるが、「有機燐化合物」については地下水の浄化基準（水質汚濁防止法施行規則別表）、「pH」については水質基準に関する省令（平成16年厚生省令第101号）によるもの。

**地下水の水質調査内容（岩手県）**

- (1) 概況調査 …地域の全体的な地下水の概況を把握するため、有機塩素化合物使用事業所、廃棄物最終処分場等の周辺地域の調査
- (2) 継続監視調査 …従来から地下水汚染が確認されている井戸の経年水質変化の監視を行うため過去に比較的高濃度（原則基準値の1/2以上）の汚染物質を検出した井戸を対象とした調査

**(4) 休廃止鉱山水質調査**

- 和賀川上流域の休廃止鉱山（5箇所）で水質調査を実施し、5箇所全てにおいて排水基準を満たしていることを確認しました。

■ 休廃止鉱山水質調査結果（令和6年度、西和賀町内）

調査項目	水素イオン濃度 (pH)	銅 (mg/ℓ)	亜鉛 (mg/ℓ)	砒素 (mg/ℓ)	カドミウム (mg/ℓ)	鉛 (mg/ℓ)
採水場所						
赤石鉱山下流 (旧湯田町)	7.62	0.02	0.05	<0.002	<0.001	<0.005
柳沢鉱山下流 (旧湯田町)	6.99	<0.01	0.02	<0.002	<0.001	<0.005
銅森鉱山下流 (旧湯田町)	7.13	<0.01	0.02	<0.002	<0.001	<0.005
分沢鉱山下流 (旧沢内村)	7.12	0.03	0.01	<0.002	<0.001	<0.005
松川鉱山下流 (旧沢内村)	7.24	<0.01	0.01	<0.002	<0.001	<0.005
排水基準	5.8～8.6	≦3.00	≦5.00	≦0.1	≦0.08	≦0.1

資料：北上市環境政策課

**(5) 汚水処理施設普及状況**

■ 北上市の水洗化人口割合（令和6年度末）

住民基本台帳人口	水洗化人口 (割合)	下水道水洗化人口 (割合)	農業集落排水水洗化人口 (割合)	浄化槽水洗化人口 (割合)	コミュニティプラント水洗化人口 (割合)
90,852人	78,929 (86.9%)	61,155人 (67.3%)	9,714人 (10.7%)	7,975人 (8.8%)	85人 (0.1%)

資料：岩手県のデータをもとに市環境政策課作成

□ 4-1-2 発生源対策の推進

- 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業所に対し立入測定を実施しました。（令和6年度：測定実施39事業所、全て法基準達成）
- 市では独自の取り組みとして、法の基準に上乗せした環境保全協定を事業所と締結しています。締結事業所に対しては、工場排水の自主検査結果の報告を求めることに加え、協定に基づく立入測定を実施しました。（令和6年度：測定実施17事業所、全て協定基準達成）
- 協定を締結している市内ゴルフ場（2施設）における立入水質検査結果では、いずれのゴルフ場においても、ゴルフ場で使用される農薬の水質汚濁防止に係る暫定指導指針で国が示している指針値を下回り、水質保全上問題となる状況にはありませんでした。
- 令和6年度における排水設備改造資金融資あっせんの新規利用者は、公共下水道3件、合併処理浄化槽1件でした。また、私道下水道設置者への補助を2件行いました。
- 合併処理浄化槽設置補助金について、広報で周知を行いました。
- 令和6年度の油流出事故は24件でした。対応した案件については全て解決済みですが、油流出事故はホームタンクからの小分け作業に伴う油漏れや、事業活動に伴う油流出などが主な原因となっていることから、原因者への再発防止を指導するとともに、日常生活や事業活動における油流出防止対策の徹底を呼びかけています。

□ 4-2 さわやかな空気を守る

環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
二酸化窒素濃度の環境基準達成率 <sup>※1</sup> (岩手県一般環境大気測定局：芳町)	100%	<b>100%</b>	100%
有害大気汚染物質の環境基準達成率 <sup>※2</sup>	100%	<b>100%</b>	100%
大気中のダイオキシン類濃度 <sup>※3</sup>	0.0043 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	<b>0.0051</b> pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0043 pg-TEQ/m <sup>3</sup>
環境保全協定締結事業所の協定基準 順守率 (ばい煙等・悪臭)	92.3%	<b>91.7%</b>	100%

※1 大気中の二酸化窒素の環境基準値：1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppm内またはそれ以下。

※2 有害大気汚染物質環境基準値：資料編第1節環境基準参照

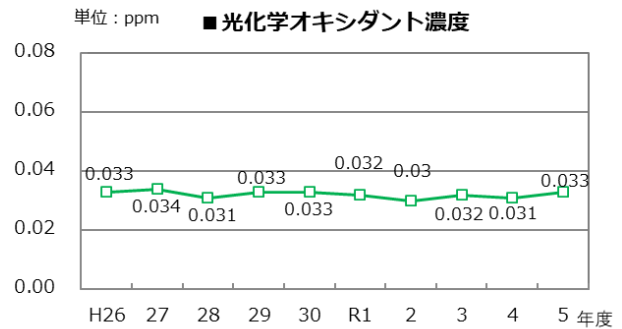
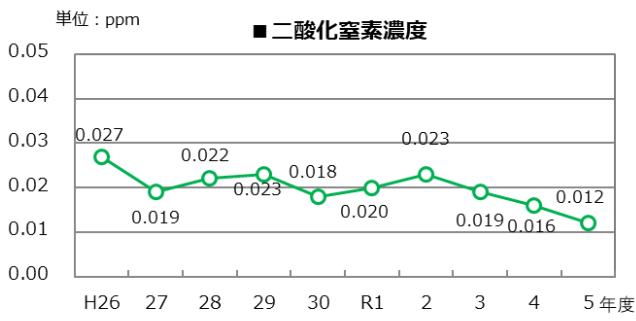
※3 空気中のダイオキシン類濃度の環境基準値：0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>

□ 4-2-1 監視体制の充実

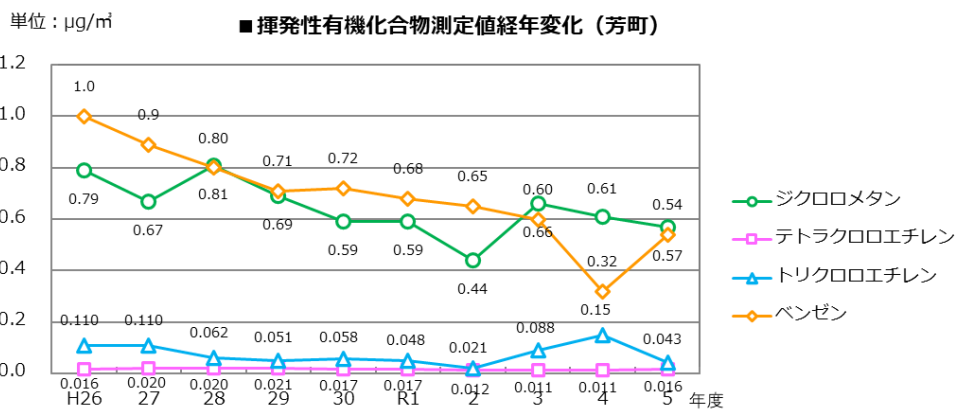
- 令和6年度は、大気関連の環境汚染事故はありませんでした。
- 芳町に一般環境大気測定局を設置し、環境基準が設定されている二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）を測定し、市内の大気汚染状況を常時監視しています。
- 大気中の二酸化窒素濃度（令和5年度・最新データ）は、0.012ppm（年間の日平均の98%値）で環境基準を達成しました。
- 光化学オキシダントの値（令和5年度・最新データ）は、0.033ppm（昼間1時間値の年平均値）で環境基準を達成しています。1時間値が環境基準を超過した時間は年間105時間ありましたが、光化学オキシダントの値は時間ごとの変動が大きく、年間の平均値として見ると環境基準を達成しています。

解説
<p><b>二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）</b> 大気汚染物質の1つで、大気中の窒素酸化物の主成分です。燃焼に伴い発生する一酸化窒素が大気中で酸化されて二酸化窒素になります。のどや肺など呼吸器系に対して有害な物質です。 ※環境基準…1時間値の日平均が0.04ppmから0.06ppm内またはそれ以下。</p>
<p><b>光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）</b> 工場や自動車から排出された窒素酸化物や炭化水素等が、太陽からの紫外線を受け化学反応し生成される物質の総称で、頭痛、吐き気、目やのどの痛みを引き起こします。 ※環境基準…1時間値が0.06ppm以下。</p>

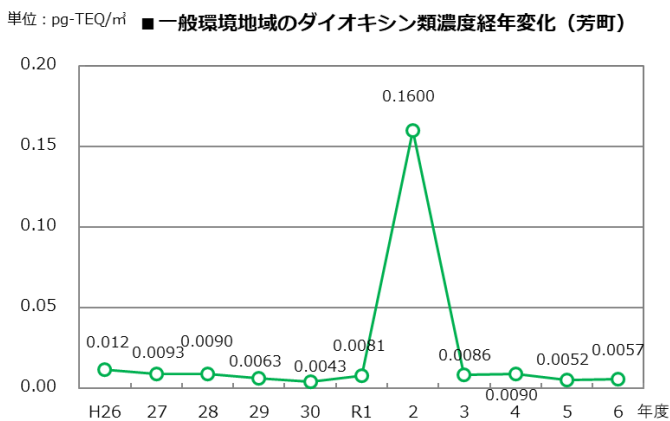
■ 一般環境大気測定局の測定値経年変化（岩手県、芳町測定局）



- 揮発性有機化合物（VOC）について、令和5年度（最新データ）はすべての物質が環境基準を満たしていました。



- 大気中のダイオキシン類濃度について、令和6年度は環境基準を満たしていました。



**解説**

**毒性等量 (TEQ)**  
 毒性をダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-テトラクロロダイオキシンに換算した値。ダイオキシン類は塩素の異性体の混合物として環境中に存在するため、単純には毒性を評価することができないことから、各異性体の量に毒性の強さの係数を乗じた総和として表わすのが一般的となっている。

□ 4-2-2 発生源対策の推進

- 市では独自の取り組みとして、法の基準に上乗せした環境保全協定を事業所と締結しています。
- 締結事業者に対しては、大気汚染物質の自主測定結果の報告を求めることに加え、立入検査を実施し大気汚染物質の排出を監視しました。(令和6年度：6事業所全てで基準達成)

<b>解説</b>
<p><b>ばい煙</b> 物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、煤塵、有害物質(1)カドミウム及びその化合物、2)塩素及び塩化水素、3)ふっ素、ふっ化水素及びふっ化ケイ素、4)鉛及びその化合物、5)窒素酸化物)のことです。</p>
<p><b>粉じん</b> 物の破碎や堆積等により発生し又は飛散する物質のことです。このうち、大気汚染防鼠法では、人の健康に被害を生じる恐れがある物質を「特定粉じん(現在、石綿を指定)」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として定めています。</p>

- 家庭でのごみ焼きや、事業者による法令の基準を満たさない簡易焼却炉等での焼却などへの苦情に対し、原因者に適正処理の指導を行いました。(令和6年度：ごみ焼き苦情10件)
- 悪臭に関する苦情等が寄せられた場合には現地確認を行っています。令和6年度は養豚施設及び堆肥施設に対し環境保全専門委員と立ち入りを行いました。
- 悪臭の項目に関して、環境保全協定に基づき立入検査を実施しました。(令和6年度：7事業所全てで基準達成)

□ 4-2-3 自動車排出ガス対策の推進

- 市役所では公用車の更新の際に、積極的に次世代自動車(低公害車)を導入するとともに、公用車台数の見直しを図り、次世代自動車を毎年1台以上導入することとしています。(令和6年度：3台更新)
- 各種交通安全季節運動に合わせて、公用車の適正使用及びアイドリングストップの呼びかけなどの意識啓発を実施しました。
- 公共事業における工事打合せでは、施工業者等に対して排出ガス対策型建設機械の利用促進を行いました。

□ 4-3 まちの静けさを守る

環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
自動車騒音常時監視測定結果の環境基準達成率	96.5%	<b>97.8%</b>	97.5%
一般環境騒音の環境基準達成率	98.1%	<b>100%</b>	100%
環境保全協定締結事業所の協定基準順守率 (騒音)	100%	<b>100%</b>	100%

□ 4-3-1 監視体制の充実

(1) 道路交通騒音の状況

- 市内の国道・県道（2車線以上）及び市道（4車線以上）に面する地域を監視対象とし、道路端から50メートル以内に位置する住居等のうち、環境基準を達成した戸数及びその割合から達成状況を評価します。
- 市内の監視対象道路を30区間に分けて調査を行い、令和6年度の基準値以下は97.8%でした。（4,561戸のうち、4,462戸が基準達成）
- 国道4号沿い（相去町～常盤台）の住宅において、基準値を超過した戸数が多い結果となっています。

■ 自動車騒音常時監視結果（令和6年度）

【全体評価】

評価区間延長 (km)	評価区間数※	住居等戸数 ① + ② + ③ + ④ (戸)	① 昼夜とも 基準値以下 (戸) (％)		② 昼のみ基準値以下 (夜のみ基準値超過) (戸) (％)		③ 夜のみ基準値以下 (昼のみ基準値超過) (戸) (％)		④ 昼夜とも 基準値超過 (戸) (％)	
			(戸)	(％)	(戸)	(％)	(戸)	(％)	(戸)	(％)
30.7	29	4,561	4,462	97.8	0	0.0	46	1.0	53	1.2

【区間別評価】

区間 番号	最新 調査 年度	路線名	評価区間の始点 の住所	評価区間の終点 の住所	評価 区間 (km)	住居等 戸数 ①+② +③ +④ (戸)	① 昼夜とも 基準値以下		② 昼のみ基 準値以下 (夜のみ基準 値超過)		③ 夜のみ基 準値以下 (昼のみ基準 値超過)		④ 昼夜とも 基準値超過	
							(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	R2	東北自動車道	上江釣子	北鬼柳	0.5	71	71	100	0	0	0	0	0	0
2		東北自動車道	北鬼柳	鳩岡崎	1.3	3	3	100	0	0	0	0	0	0
3	H29	一般国道4号	相去町	相去町	1.4	7	4	57.1	2	28.6	0	0	1	14.3
4	R4	一般国道4号	相去町	鬼柳町	1.4	143	131	91.6	0	0	1	0.7	11	7.7
5		一般国道4号	鬼柳町	鬼柳町	0.6	23	23	100	0	0	0	0	0	0
6		一般国道4号	北鬼柳	常盤台4丁目10	3.4	371	313	84.4	0	0	24	6.5	23	6.2
7		一般国道4号	常盤台4丁目10	村崎野	2.3	137	108	78.8	0	0	21	15.3	7	5.1
8	R5	一般国道107号	里分	里分	0.7	133	133	100	0	0	0	0	0	0
9		一般国道107号	里分	川岸2丁目11	1.3	325	325	100	0	0	0	0	0	0
10		一般国道107号	川岸2丁目11	本通り2丁目4	0.8	218	218	100	0	0	0	0	0	0
11	R6	一般国道107号	本通り2丁目3	有田町1	1.1	110	109	99.1	0	0	0	0	0	0
12		一般国道107号	北鬼柳	上江釣子	1.6	171	171	100	0	0	0	0	0	0
13		一般国道107号	和賀町藤根	和賀町藤根	0.5	24	24	100	0	0	0	0	0	0
14	R5	一般国道107号	和賀町長沼	和賀町長沼	0.1	6	6	100	0	0	0	0	0	0
15		一般国道107号	和賀町長沼	和賀町長沼	0.1	7	7	100	0	0	0	0	0	0
16	R2	主要地方道北上東和線	本通り3丁目1	上野町5丁目16	1.9	508	508	100	0	0	0	0	0	0
17	R5	一般県道花巻和賀線	和賀町壱川目	和賀町壱川目	0.9	4	4	100	0	0	0	0	0	0
18	R3	一般県道北上停車場線	大通り1丁目4	大通り4丁目9	1.6	496	496	100	0	0	0	0	0	0
19	H29	一般県道夏油温泉江釣子線	上江釣子	上江釣子	0.2	3	3	100	0	0	0	0	0	0
20	R6	一般県道村崎野停車場線	村崎野	村崎野	0.9	142	142	100	0	0	0	0	0	0
21	R3	一般県道北上和賀線	鬼柳町	鬼柳町	0.1	12	12	100	0	0	0	0	0	0
22		一般県道北上和賀線	鬼柳町	鬼柳町	0.1	3	3	100	0	0	0	0	0	0
23	R6	一般県道南笹間黒沢線	鳩岡崎	町分	1.8	234	233	99.6	0	0	0	0	1	0.4
24	R3	一般県道相去飯豊線	相去町	鬼柳町	1.2	184	184	100	0	0	0	0	0	0
25		一般県道相去飯豊線	九年橋3丁目5	大通り3丁目6	0.4	160	160	100	0	0	0	0	0	0
26		一般県道相去飯豊線	大通り3丁目2	本通り2丁目4	0.8	232	232	100	0	0	0	0	0	0
27		一般県道相去飯豊線	本通り4丁目13	堤ヶ丘2丁目2	2.2	422	422	100	0	0	0	0	0	0
28	R5	市道館曾山線	さくら通り3丁目	さくら通り5丁目	1.0	141	141	100	0	0	0	0	0	0
29		市道館曾山線	本通り4丁目	中野町2丁目	0.7	199	199	100	0	0	0	0	0	0
30	R4	市道川原町南田線	中野町3丁目	上野町5丁目	1.2	275	275	100	0	0	0	0	0	0

※ 2つ以上の区間間で重複するものを全体評価で除外しているため、住居等個数の合計が全体評価と一致しない。

(2) 一般環境騒音の状況

- 一般環境騒音は市内12地点で昼夜それぞれ測定しています。令和6年度は基準を超過した地点はありませんでした。

■ 一般環境騒音の測定結果（令和6年度）

類型	用途地域	測定地点	測定値(dB)		環境基準 (dB)	
			昼間	夜間	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域	里分7-55-2	43	38	55	45
	第1種中高層住居専用地域	常盤台1-27	46	40		
		大堤北1-5	47	35		
	第2種中高層住居専用地域	川岸1-11	51	41		
		さくら通り3-16	47	41		
和賀町長沼2	42	37				
B	第1種住居地域	村崎野17	48	37	55	45
		下江釣子11-161-7	46	38		
	第2種住居地域	若宮町1-3	48	37		
C	商業地域	大通り2-4	50	43	60	50
	準工業地域	村崎野14-315	46	47		
	近隣商業地域	北鬼柳20	49	43		

※ R6年度から測定箇所数を変更しています。

(3) 新幹線鉄道騒音の状況

- 新幹線騒音は2地点において距離ごとに測定地点を2箇所ずつ設けて測定を行っています。(令和6年度：4箇所環境基準超過)
- 測定結果は、沿線市町村で構成する公害対策の連絡協議会へ報告しています。協議会ではJR東日本に対し騒音対策を要望しており、JR側でも防音壁設置等の対策を講じています。
- 新幹線鉄道振動に関しては環境基準が定められていませんが、新幹線振動対策に係る指針値は70dB以下となっています。(令和6年度：測定地点2箇所全て指針値達成)

■ 新幹線騒音及び振動の測定結果（令和6年度）

類型	用途区域	測定地点	軌道	測定値 (dB)		環境基準 (dB)	振動測定 (dB)	振動対策指針 (dB)
				軌道中心からの距離				
				25m	50m		25m	
	第1種住居地域	黒沢尻 3-3-27	下り	×74	×75	70	53	70
	第2種住居地域	孫屋敷 7	下り	×76	×73		61	

※ ×印があるものは基準値超過を示しています。

□ 4-3-2 発生源対策の推進

- 公共事業における工事打合せにおいて、施工業者等に対して低騒音型・低振動型の建設機械を積極的に利用するよう依頼し、評点化することにより促進しました。
- 騒音に関して環境保全協定を締結している工場等について、自社の騒音状況を把握のうえ、規

制地域外であっても周辺への騒音に配慮するよう求めました。

□ 4-3-3 交通騒音・振動対策の推進

- 公共工事の実施にあたっては、排気ガス対策車両や低騒音・低振動対策車両の使用を設計書に計上するほか、工事請負業者に対しては、点検を定期的に行うなど工事の施工に伴う騒音の発生抑制を求め、工事成績評定の際に評価・指導し適正に施工しています。
- 新幹線騒音の発生状況について、協議会を通じ、JR東日本に防音壁設置等の防音対策を要望しました。(令和6年度：新幹線騒音基準超過4箇所)。

→関連：P.34「4-3-1 監視体制の充実(3) 新幹線鉄道騒音の状況」

□ 4-4 化学物質による環境汚染や健康被害を防止する

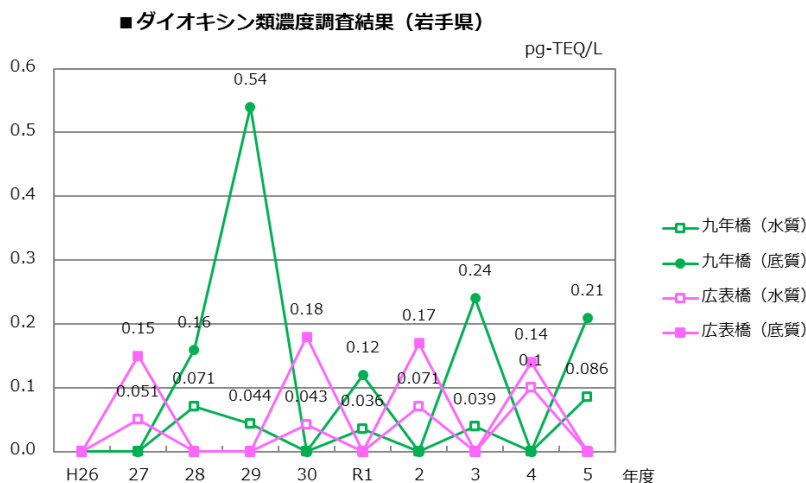
環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
有害大気汚染物質の環境基準達成率(再掲)	100%	<b>100%</b>	100%
大気中のダイオキシン類濃度(再掲)	0.0043 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	<b>0.0051</b> pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0043 pg-TEQ/m <sup>3</sup>
ダイオキシン類排出基準適合率 (ダイオキシン類対策特別措置法特定施設)	100%	<b>100%</b>	100%
地下水の環境基準達成率(再掲)	94.1%	<b>100%</b>	97.0%

□ 4-4-1 監視体制の充実

(1) 公共用水域

- 令和5年度(最新データ)は広表橋で水質及び底質のダイオキシン類濃度の調査を実施し、水質及び底質ともに環境基準値を下回っていることを確認しました。  
(基準値:水質:1 pg-TEQ/L以下、底質:150pg-TEQ/g以下)



(2) 環境大気

- 令和6年度は、芳町に設置されている一般環境大気測定局でダイオキシン類の測定を行い、環境基準を満たしていることを確認しました。(基準値:大気0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

■環境大気中のダイオキシン類濃度調査結果(令和6年度、岩手県)

区分	調査地点	ダイオキシン類毒性等量濃度 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )				
		平均値	春季	夏季	秋季	冬季
一般環境	芳町	0.0057	0.0048	0.0047	0.0057	0.0076

(3) 北上市清掃事業所及び埋立地のダイオキシン類濃度

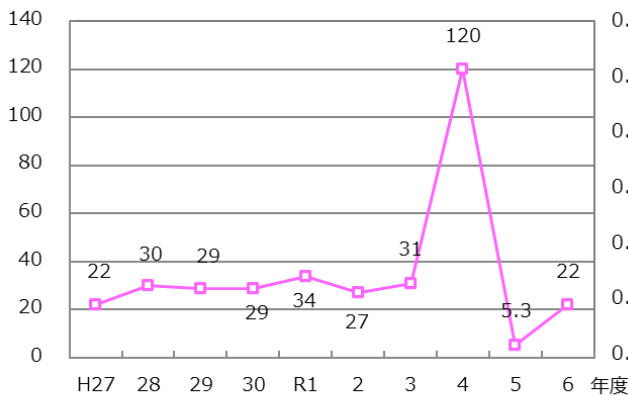
- 令和6年度の清掃事業所周辺の土壌及び一般廃棄物埋立地の水質のダイオキシン類濃度の測定では、すべての測定地点で環境基準値を下回っていました。
- 一般廃棄物最終処分場では、ダイオキシン類濃度の測定に加え、浸出水・浸出水処理水・地下水

中のカドミウムや銅含有量など「有害物質に係る排水基準」及び「生活環境に係る排水基準」に係る項目を定期測定しています。(令和6年度：全て環境基準値以下)

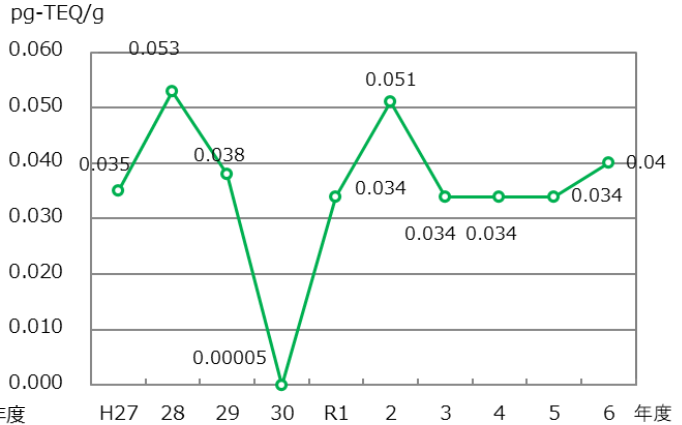
■北上市清掃事業所及び埋立地のダイオキシン類濃度(令和6年度)

区分	調査地点	測定内容	測定値	環境基準	
土 壌	清掃事業所周辺	敷地内の土	22pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g	
水 質	北上市一般廃棄物 最終処分場(臥牛埋立地)	地下水	上流	0.048pg-TEQ/g	1pg-TEQ/g
			下流	0.040pg-TEQ/g	
		浸出水	0.00035pg-TEQ/g	10pg-TEQ/g	
		浸出水処理水	0.00023pg-TEQ/g	10pg-TEQ/g	

pg-TEQ/g ■清掃事業所周辺土壌のダイオキシン類濃度



pg-TEQ/g ■一般廃棄物最終処分場地下水のダイオキシン類濃度



(4) ダイオキシン類に係る施設設置者による自主測定

- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を市内に設置する場合は、市長への届出と年1回以上のダイオキシン類濃度自主測定結果の報告が義務づけられています。(令和6年度：全ての施設で基準値以下) 資料：北上市環境政策課
- 有害大気汚染物質の量を把握しました。

■ 有害大気汚染物質調査結果※<sup>1</sup>（令和5年度 岩手県）

区分	物質名	環境基準 ( ) 内は指針値	芳町
揮発性 有機化合物 (VOC)	アクリロニトリル	(2 µg/m <sup>3</sup> )	0.014 µg/m <sup>3</sup>
	塩化ビニルモノマー	(10 µg/m <sup>3</sup> )	0.0049 µg/m <sup>3</sup>
	クロロホルム	(18 µg/m <sup>3</sup> )	0.12 µg/m <sup>3</sup>
	酸化エチレン	-	0.033 µg/m <sup>3</sup>
	1,2-ジクロロエタン	(1.6 µg/m <sup>3</sup> )	0.084 µg/m <sup>3</sup>
	ジクロロメタン	150 µg/m <sup>3</sup>	0.57 µg/m <sup>3</sup>
	テトラクロロエチレン	200 µg/m <sup>3</sup>	0.016 µg/m <sup>3</sup>
	トリクロロエチレン	130 µg/m <sup>3</sup>	0.043 µg/m <sup>3</sup>
	1,3-ブタジエン	(2.5 µg/ m <sup>3</sup> )	0.030 µg/m <sup>3</sup>
	ベンゼン	3 µg/m <sup>3</sup>	0.54 µg/m <sup>3</sup>
	塩化メチル	(94 µg/ m <sup>3</sup> )	1.1 µg/m <sup>3</sup>
	トルエン	-	2.3 µg/m <sup>3</sup>
アルデヒド類	アセトアルデヒド	(120 µg/ m <sup>3</sup> )	1.2 µg/m <sup>3</sup>
	ホルムアルデヒド	-	2.5 µg/m <sup>3</sup>
多環芳香族炭化水素	ベンゾ[a]ピレン	-	0.073 µg/m <sup>3</sup>
金属類	ニッケル化合物	(25 ng/m <sup>3</sup> )	2.3 ng/m <sup>3</sup>
	砒素及びその化合物	(6 ng/m <sup>3</sup> )	0.62 ng/m <sup>3</sup>
	ベリリウム及びその化合物	-	0.025 ng/m <sup>3</sup>
	マンガン及びその化合物	(140 ng/m <sup>3</sup> )	9.8 ng/m <sup>3</sup>
	クロム及びその化合物※ <sup>2</sup>	-	0.9 ng/m <sup>3</sup>
	水銀及びその化合物	(40 ng/m <sup>3</sup> )	1.3 ng/m <sup>3</sup>

※<sup>1</sup> 測定結果は、10回の測定の平均値

※<sup>2</sup> 物質としては「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」であり、測定結果はこれらの合計値である。

□ 4-4-2 発生源対策の推進

- 市では独自の取り組みとして、生活環境の保全及び公害の未然防止のため、物質の排出等について法で定められている基準より厳しい制限を設けた「環境保全協定（以下：協定）」を制定し、必要に応じて市内立地企業と締結しています。（令和6年度末現在：57事業所）
- 法令に基づき、有害物質使用特定事業場の施設構造基準について立入調査し、有害物質の使用状況を確認しました。

■ 法及び環境保全協定に基づく立入測定（令和6年度）

分野	根拠法令等	協定締結事業所数	立入測定数	基準超過数
水質	水質汚濁防止法		39	0
	環境保全協定（水質）	23	17	0
大気	環境保全協定（大気（ばい煙））	9	6	0
	環境保全協定（大気（悪臭））	7	7	0
騒音	環境保全協定（騒音）	4	0	0
土壌	環境保全協定（土壌・地下水）	14	9	0

- 土壌・地下水の項目で環境保全協定を締結している14事業所に対し、土壌中の化学物質の濃度について協定に基づく自主測定結果報告書の提出を求め、監視を強化しています。
- 農薬・化学肥料による土壌汚染を防止するため、適正使用について農協や農業改良普及センタ

ーと連携し、市ホームページ及び北上市認定農業者支援ニュースで注意喚起を行いました。

- 専任の環境監視員による監視体制の強化を図っています。環境監視員は事業所からの煙や悪臭などの日常のパトロール活動や苦情対応のほか、油漏れ事故等の発生時には迅速に対応し、環境汚染事故の早期解決に努めています。

□ 4-4-3 化学物質対策の推進

- 国や県による調査結果や化学物質の規制動向、新規化学物質の最新情報を収集するとともに、パンフレットの配架等によりPRTR制度の周知を図るなど、市民への情報提供に努めています。
- 令和6年度は、PRTR制度に基づく届出を80件受理しました。

<b>解説</b>
<p><b>PRTR制度の活用</b>                  人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質が事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国へ届出、国は届出に基づき排出量・移動量を集計・公表する制度のことです。</p>

- シックスクール対策として、文部科学省の学校環境衛生基準に従い、市内の小中学校23施設について、空气中化学物質（ホルムアルデヒド）の測定を実施しました。（令和6年度：再検査対象校なし）

<b>解説</b>
<p><b>シックスクール</b>                  保育園や学校の建材、内装材に含まれるホルムアルデヒドなどが空气中に放出され、頭痛、吐き気などの症状を引き起こします。校舎や園舎の新增改築工事をきっかけに園児や児童らが発症するケースがあります。</p>
<p><b>ホルムアルデヒド</b>                  有機化合物の一種で強い毒性があり、濃度により呼吸器系や目、のどなどの炎症を引き起こします。揮発性の物質で室温が1℃上昇すると室内濃度が1.12～1.13倍になるとされており、夏季の高温に注意が必要とされています。</p>

□ 4-5 快適な生活環境を創る

環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
市民一人当たりの都市公園面積	17.9㎡	<b>18.49㎡</b>	18.02㎡ <small>(みどりの基本計画R12目標値)</small>
グリーンシンボルロードの設置数	0か所	<b>0か所</b>	3か所 <small>(みどりの基本計画R12目標値)</small>
指定文化財件数	166件	<b>169件</b>	168件 <small>(市総合計画目標値)</small>
きたかみ景観資産の認定数	114件	<b>119件</b>	120件 <small>(市総合計画目標値)</small>

■ 都市公園等整備状況（令和7年3月末現在）

種別		箇所数	面積 (ha)	種別	箇所数	面積 (ha)			
都市公園	基幹公園	住区基幹公園	115	18.39	その他公園	市条例公園	2	147.12	
		公園	近隣公園	10		13.42	児童遊園	7	1.07
			地区公園	1		4.02	農村公園	10	2.04
			公園	総合公園		5	107.99	その他公園	38
		運動公園		1		12.65	計	57	164.95
	緑地	都市緑地	5	10.01	計	196	332.93		
		緩衝緑地	2	1.50					
	計		139	167.98					

資料：北上市都市計画課

□ 4-5-1 水と緑のネットワークの形成

- 一定規模以上の開発行為に対し、都市計画法に基づき開発許可制度による緑地等の法定面積確保指導を行いました。
- 街並みの緑化や景観形成、騒音の緩衝を目的として街路樹の整備を行いました。（令和6年度：街路樹剪定等…高木約1,450本・中低木約500本・伐採約50本、病害虫防除…幹周60cm未満約250本・幹周60cm以上約1,250本）
- 地域や団体、企業、学校における緑化推進を図るため、緑化木を3事業所に配布しました。
- 地域活動団体と共に親水公園等の維持管理を行いました。（令和6年度：4公園5団体）

□ 4-5-2 景観の形成と美観の維持

- 景観説明会や景観フォーラムで市民への周知を図るとともに、きたかみ景観資産認定制度や景観学習を通じて景観づくりを推進しています。
  - ・ 条例による届出受付（届出104件）
  - ・ 景観学習の実施（5校）
  - ・ 北上市景観賞の決定（1件）
  - ・ きたかみ景観資産の認定（1件）
- 保存樹木等には69件が指定されており、剪定や病害虫駆除等の維持管理について助成制度を設

けています。

- 史跡の適正な保存と活用のため、樹木の管理や草刈り等を実施しました。令和6年度は、国指定史跡等10遺跡12か所の草刈りを実施しました。
- 文化財説明板等の整備を実施しました。(令和6年度：説明板新規設置1基)

## 基本目標5 「すべての人が連携して環境づくりに取り組むまち」をめざして

### □ 5-1 環境教育・学習を推進する

#### 環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
環境学習講座受講者数※	624人	<b>207人</b>	700人
こどもエコクラブ登録数	2団体	<b>2団体</b>	2団体

※ 環境関連の出前講座、子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジ説明会、きたかみこども環境未来塾の受講者数合計

#### □ 5-1-1 環境情報の共有化

- 小学生を対象とした、きたかみこども環境未来塾を開催し、再生可能エネルギー活用の取り組みを紹介したほか、子どもたちへの普及促進を図りました。

→関連：P.10「1-1-1 温暖化・気候変動に関する知見の普及」

#### □ 5-1-2 環境教育・学習の充実

- 市立図書館において、6月の環境月間にあわせて環境関連図書の展示コーナーを設置し貸出の促進を図りました。(令和6年度：環境関連図書33冊購入及び寄贈)
- 水や電気の使い方、ごみの捨て方など、日常生活を通じて暮らしと環境との関わりを理解し環境問題を解決するため、市内小学4年生を対象に「子どもとはじめる暮らしのエコチャレンジ事業」を実施し、家庭でのライフスタイル改善に取り組みました。(令和6年度：552.9kgのCO2を削減)
- 温暖化防止活動推進員の派遣制度を活用して、エコチャレンジの事前説明会を実施しました。(令和6年度：市内小学校1校)
- 市民の興味関心に応じた環境・ごみ関連の出前講座を開催しました。

#### ■ 令和6年度取り組み結果（市内14校合計）

テーマ	取り組み結果（一週間あたり）	二酸化炭素換算量
節水	風呂（300ℓ）でおよそ375杯分の水を節約	40.5kgのCO2削減
節電	テレビ（32型、95W相当）で8,422時間分の電気を節約	376.0kgのCO2削減
ごみ減量	燃えるごみを401kg減量	136.3kgのCO2削減

#### ■ 環境関連出前講座（令和6年度実施分）

区分	対象施設	実施回数	参加人数
環境	「再生可能エネルギーの基礎知識」	1回	11人
	「特定外来生物にご注意を！！」	1回	10人
ごみ	「ごみの減量とリサイクル～循環型社会の実現へ～」	3回	41人
合計	-	5回	62人

- こどもエコクラブは、環境保護に対する子どもたちの自主性を育成することを目的としています。令和6年度の登録数は2団体でした。
- 市立博物館において、下記の企画展を開催しました。

■市立博物館企画展（令和6年度開催分・環境関連）

会 期	内 容	来館者数
4/13～5/31	「バードカービング作品展」	804人
7/20～10/6	「文学作品に登場する昆虫」	838人
12/7～2/28	「北上市の絶滅危惧昆虫～標本で見るレッドデータブックとの考察」	681人

□ 5-2 環境の保全と創造に向けた取り組みを推進する

環境指標の進捗状況

環境指標	現状値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)
地域清掃参加者数 ※再掲 (公衆衛生組合連合会主催)	26,091人	<b>25,060人</b>	26,000人
花いっぱい運動取組団体数 (花いっぱい運動推進協議会主催)	219団体	<b>199団体</b>	219団体 (総合計画指標)
河川パトロール参加者数 (和賀川の清流を守る会主催)	135人	<b>179人</b>	140人

□ 5-2-1 自主的行動の推進

(1) 花いっぱい運動

- 北上市花いっぱい運動推進協議会が中心となり、団体等への花苗配布事業のほか、花づくり講習会及び花壇コンクールなどを開催し、市民の積極的な参加を促しました。
- 令和6年度は199団体に花苗を計105,480本配布しました。
- 令和6年度の花いっぱいコンクールには64団体が参加しました。また、花いっぱいコンクールの表彰等を行う市民集会を開催し、令和6年度は46人が参加しました。

■ 第33回北上市花いっぱいコンクール 最優秀賞及び審査員特別賞受賞花壇



▲ 地域花壇の部 岩沢自治会かすみ草会(最優秀賞)



▲ 学校花壇の部 黒沢尻北小学校(最優秀賞)



▲ 職場花壇の部 丸片機水工業株式会社(最優秀賞)



▲ 職場花壇の部 特別養護老人ホーム八天の里  
(審査員特別賞)

- 花苗育成講習会では、花いっぱい運動推進協議会が配布している花(サルビア、マリーゴールド)

ド、アゲラタム)の育成方法について、3会場(更木地区交流センター、藤根地区交流センター、さくらホール)で、全3回のメニューで実施しました。(令和6年度:計94人参加)

- 花づくり講習会では、金魚草とナスチウムの育成方法について全2回のメニューで実施しました。(令和6年度:38人参加)
- 市の花であるしらゆりを北上総合運動公園(キャンプ場周辺)、憩いの森(男山)に植栽しました。(令和6年度:計200球植栽)

## (2) その他の環境保全活動

- 市内各地区が地域計画に位置づけて行う環境美化活動に対して、地域づくり総合交付金で支援しました。
- 公衆衛生組合連合会等で清掃活動を実施しました。

### ■地域づくり総合交付金による環境美化活動(令和6年度)

地区名	活動内容
黒沢尻北地区	・黒沢川沿い遊歩道整備
黒沢尻東地区	・北上川河川敷草刈
立花地区	・展勝地周辺環境整備
更木地区	・ホテル観賞会 ・更木小学校田植え体験、稲刈り体験、脱穀体験 ・更木小学校庭園整備 ・自然環境整備
稲瀬地区	・景観整備
鬼柳地区	・和賀川堤防環境整備 ・鹿島館草刈清掃

## □5-2-2 協働・連携の推進

- 岩手県では、二酸化炭素排出抑制に積極的に取り組んでいる事業所を「いわて脱炭素経営企業等(いわて地球環境にやさしい事業所)」に認定しています。(令和6年度市内新規認定:13事業所)
- 岩手県では、ごみの減量化やリサイクルなどに積極的に取り組む店舗を、「エコ協力店いわて」として認定しています。(令和6年度現在:26店舗)
- 市では、環境施策の推進に関して、きたかみエコネットワーク推進会議を設置し、市民・事業者・有識者等から意見を求め、計画の進捗管理を行っています。(令和6年度:2回開催)
- 和賀川の清流を守る会は、和賀川の環境汚染を防止し流域住民の健康的な生活を守るため、流域の自治体(北上市、西和賀町)及び住民、関係機関や事業所等が連携し、事業を実施しています。和賀川流域の自然環境保護を目的とした活動に対する親水美化活動補助金について、令和6年度は2団体に補助を行いました。

## 第4章 資料編

## 第1節 環境基準

## □ 1-1 水質汚濁防止法関係環境基準

## 1. 公共用水域に係る環境基準

## (1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

(昭和46.12.28環境庁告示第59号、最近改正令和7.3.31環境省告示第35号)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下		

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

## (2) 環境基準は設定されていないが、知見の集積に努めるべきとされている項目（要監視項目）

(平成16.3.31水環境部長通知 環水企発第040331003号・環水土発第040331005号)

(最近改正令和2.5.28水・大気環境局長通知 環水大管発第2506309号)

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下	フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ 以下	クロルニトロフェン (CNP)	-
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ 以下	トルエン	0.6 mg/ℓ 以下
イソキサチオン	0.008 mg/ℓ 以下	キシレン	0.4 mg/ℓ 以下
ダイアジノン	0.005 mg/ℓ 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ 以下	ニッケル	-
イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ 以下	モリブデン	0.07 mg/ℓ 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ 以下	アンチモン	0.02 mg/ℓ 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下
プロピザミド	0.008 mg/ℓ 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ 以下
EPN	0.006 mg/ℓ 以下	全マンガン	0.2 mg/ℓ 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ 以下	ウラン	0.002 mg/ℓ 以下
		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の合計値	0.00005 mg/ℓ 以下

(3) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

（昭和46.12.28環境庁告示第59号、最近改正令和7.3.31環境省告示第35号）

ア 河川（湖沼を除く）

(ア) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）以外

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU /100mℓ 以下	水道1級、 自然環境保全
A	6.5以上 8.5以下	2 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU /100mℓ 以下	水道2級、 水産1級
B	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	1,000CFU /100mℓ 以下	水道3級、水産2級
C	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-	水産3級、工業用水1級
D	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	-	工業用水2級、農業用水
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ 以上	-	工業用水3級、環境保全

備考

- 1 基準値は日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 2 農業用利水点については水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）
- 3 CFU：コロニー形成単位(培地に現れたコロニー(集落)の数)

- 注) 1 自然環境保全 = 自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級 = ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級 = 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級 = 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 = ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級 = サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級 = コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 = 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級 = 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級 = 特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 = 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(イ) 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

備考 基準値は年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万m<sup>3</sup>以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

## (ア) 全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩以外の項目

項目 類型	基準値					利用目的の適応性
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	20CFU /100mℓ 以下	水道1級、 水産1級、自然環境保全
A	6.5以上 8.5以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	300CFU /100mℓ 以下	水道2・3級、 水産2級
B	6.5以上 8.5以下	5 mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-	水産3級、工業用水1級、 農業用水
C	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 mg/ℓ 以上	-	工業用水2級、環境保全

## 備考

水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

注) 水産1級 = ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

〃 2級 = サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

〃 3級 = コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

自然環境保全、水道1・2・3級、工業用水1・2級、環境保全については前述に同じ

## (イ) 全窒素、全燐

項目 類型	基準値		利用目的の適応性
	全窒素	全燐	
I	0.1 mg/ℓ 以下	0.005mg/ℓ 以下	自然環境保全
II	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下	水道1、2、3級（特殊なものを除く） 水産1種
III	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	水道3級（特殊なもの）
IV	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	水産2種
V	1 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全

## 備考

1 基準値は年間平均値とする。

2 農業用水については全燐の項目の基準値は適用しない

注) 水道3級 = 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

水産1種 = サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種 = ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種 = コイ、フナ等の水産生物用

自然環境保全、水道1・2級、工業用水、環境保全については前述に同じ

## (ウ) 全垂鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域		0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域		0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域		0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

備考 基準値は年間平均値とする。

## 2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9.3.13 環境庁告示第10号、最近改正令和 7.3.31 環境省告示第41号)

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/ℓ 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ 以下
鉛	0.01 mg/ℓ 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
六価クロム	0.02 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下
砒素	0.01 mg/ℓ 以下	1,3-ジクロロプロベン	0.002 mg/ℓ 以下
総水銀	0.0005mg/ℓ 以下	チウラム	0.006 mg/ℓ 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/ℓ 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	セレン	0.01 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ 以下	ふっ素	0.8 mg/ℓ 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ 以下	ほう素	1 mg/ℓ 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

### 3. 排水基準等

#### (1) 有害物質に係る排水基準

排水基準：(法第3条第2項)(昭和46.6.21総理府令第35号別表第1、最近改正令和元年.11.18省令15)  
(条例第23条第2項)(平成13規則第140号別表第9、最近改正令和6年3月)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/ℓ
シアン化合物	シアン 1 mg/ℓ
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg/ℓ
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/ℓ
六価クロム化合物	六価クロム 0.2 mg/ℓ
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/ℓ
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/ℓ
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ℓ
トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ
ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ
1,2-ジクロロエチレン	シス体 0.4 mg/ℓ
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ℓ
チウラム	0.06 mg/ℓ
シマジン	0.03 mg/ℓ
チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ
ベンゼン	0.1 mg/ℓ
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ
ほう素及びその化合物	海域以外(ほう素) 10 mg/ℓ 海域(ほう素) 230 mg/ℓ
ふっ素及びその化合物	海域以外(ふっ素) 8 mg/ℓ 海域(ふっ素) 15 mg/ℓ
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたものの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/ℓ
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ

#### 備考

- 「検出されないこと」とは、府令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出量の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 砒素及びその化合物についての排水基準は政令一部改正施行(昭和49.12.1)の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 六価クロムは電気めっき業にのみ暫定排水基準0.5mg/Lが令和6年4月1日から3年間適用される。

## (2) 生活環境に係る排水基準

(法第3条第2項)(昭和46.6.21総理府令第35号別表第2 最近改正令和6年1月25日省令4)  
 (条例第23条第2項)(平成13規則第140号別表第10 最近改正令和6年3月)

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度〔pH〕 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量〔BOD〕(河川等に排水する場合適用)	160mg/ℓ (日間平均120mg/ℓ)
化学的酸素要求量〔COD〕(湖沼、海域に排水する場合適用)	160mg/ℓ (日間平均120mg/ℓ)
浮遊物質〔SS〕	200mg/ℓ (日間平均150mg/ℓ)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5mg/ℓ
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/ℓ
フェノール類含有量	5mg/ℓ
銅含有量	3mg/ℓ
亜鉛含有量	2mg/ℓ
溶解性鉄含有量	10mg/ℓ
溶解性マンガン含有量	10mg/ℓ
クロム含有量	2mg/ℓ
大腸菌数	日間平均800CFU/ml
窒素含有量	120mg/ℓ (日間平均60mg/ℓ)
燐含有量	16mg/ℓ (日間平均8mg/ℓ)

## 備 考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50ℓ以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、政令一部改正施行(昭和49.12.1)の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

## □ 1-2 大気汚染防止法関係環境基準

### 1. 二酸化硫黄等

(昭和48.5.8環境庁告示第25号 最近改正平成21.9.9環境省告示第33号)

物 質	環 境 基 準	達 成 期 間
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、 かつ、1時間値が0.1ppm以下	維持又は5年以内において達成
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、 かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	維持又は早期に達成
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下、 かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから 0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを越える地域は7年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らない こと
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下	維持又は早期に達成
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下 かつ1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成

#### 備 考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径10μm以下の物質をいう。
- 二酸化窒素の達成期間について、本県は全てゾーン以下の地域に区分されている。(昭和53.7.11環大企第252号、昭和53.7.17環大企第262号、昭和54.8.7環大企第310号)
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μm以下の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去したあとに採取される粒子をいう。
- 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前6～9時における3時間平均値0.20～0.31ppmC(昭和51.8中公害答申)。
- カドミウムの濃度暫定基準は、0.88μg/m<sup>3</sup>(昭和44厚生省「カドミウム暫定対策要綱」)。

### 2. 有害大気汚染物質

(平成9.2.4環境庁告示第4号)(平成30.11.19環境省告示第100号)

物 質	環 境 基 準	達 成 期 間
ベンゼン	1年平均値が 0.003 mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13 mg/m <sup>3</sup> 以下	
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2 mg/m <sup>3</sup> 以下	
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15 mg/m <sup>3</sup> 以下	

#### 備 考

- 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する(平成2.1.12環大企第37号、平成2.1.12環大企第26号～27号)

□ 1-3 騒音・振動規制法関係環境基準

1. 騒音環境基準（平成10.9.30環境庁告示第64号）

一般の騒音に適用されるもので、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

（平成24.3.30市告示乙第18号 最近改正平成29.9.1市告示乙第63号）

地域類型		環境基準値		
	あてはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の一部	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道、 4車線以上の市町村道、 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を越える道路の端から20m	70デシベル以下 (45デシベル以下) ※	65デシベル以下 (40デシベル以下) ※

備考

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

※個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間45db以下、夜間40db以下）によることができる。

2. 自動車騒音の限度（要請基準）（法第17条第1項）

市町村長は自動車騒音が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（平成12.3.2総理府令第15号）（平成20.4.1市告示乙第42-10号 最近改正令和5.9.1市告示乙第96号）

区域の区分		基準値		
	あてはめ地域	車線	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
a区域	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
		2車線以上	70デシベル以下	65デシベル以下
b区域	主として住居の用に供される地域 第1、2種住居地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
		2車線以上	75デシベル以下	70デシベル以下
c区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の一部	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道、一般国道、県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を越える道路の端から20m	75デシベル以下	70デシベル以下

### 3. 新幹線鉄道騒音環境基準（昭和50.7.29環境庁告示第46号）

#### （1）岩手県における新幹線鉄道騒音の地域指定（昭和52.9.30県告示第1221号）

地域の類型	地域の類型をあてはめる地域	環境基準値
I	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域及び準住居地域	70デシベル以下
II	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域	75デシベル以下

#### 備考

- 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはまる地域から除く。

#### （2）東北新幹線の環境基準の達成目標期間

東北新幹線鉄道の沿線区域の区分		達成目標期間
a	80デシベル以上の区域	開業時に直ちに
b	75デシベルを超え、80デシベル未満の区域	開業時から3年以内
c	70デシベルを超え、75デシベル以下の区域	開業時から5年以内

### 2. 特定工場等及び騒音特定工場等の騒音の規制基準（法第4条第1項、条例第34条第1項）

（昭和43.11.27厚農通運告示第1号）

（平成20.4.1.市告示乙第42-10号 最近改正令和3.2.1市告示乙第32号）

区域の区分	あてはめ地域	基準値			
		朝 (午前6時～午前8時)	昼間 (午前8時～午後6時)	夕 (午後6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
第1種区域	第1低層住居専用地域	45デシベル	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	第1・2中高層住居専用地域 第1・2種住居地域	50デシベル	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	工業地域、工業専用地域の一部	65デシベル	70デシベル	65デシベル	55デシベル

#### 備考

下記施設敷地の周囲50m区域内は同表の各欄（第1種区域は除く。）の値から5デシベルを減じた値とする。

- 学校教育法第1条に規定する学校
- 児童福祉法第7条に規定する保育所
- 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
- 図書館法第2条第1項に規定する図書館
- 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

### 3. 道路交通振動の限度（要請基準）（法第16条第1項）

市町村長は道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を、都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

（平成20.4.1市告示乙第42-11号 最近改正令和3.2.1市告示乙第33号）

	区域の区分	基準値	
	あてはめ地域	昼間 （午前7時～午後8時）	夜間 （午後8時～翌日午前7時）
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	70デシベル	65デシベル

備考 北上市における地域の区分は、特定工場等の規制基準の区域の区分に同じ。

### 4. 新幹線鉄道振動対策指針（昭和51.3.12環大特第32号 環境庁長官から運輸大臣あて）

指 針	(1) 新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが70デシベルを超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講ずること (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置すること
-----	---

### 5. 特定工場等の振動の規制基準（法第4条第1項）

（平成20.4.1市告示乙第42-11号 最近改正令和3.2.1市告示乙第33号）

	区域の区分	基準値	
	あてはめ地域	昼間 （午前7時～午後8時）	夜間 （午後8時～翌日午前7時）
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	65デシベル	60デシベル

備考

- 1 区域の区分は、原則として都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の区分による。
- 2 下記施設敷地の周囲50m区域内は、同表の各欄の値から5デシベルを減じた値とする。
  - (1) 学校教育法第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち、患者を入院させるための施設
  - (4) 図書館法第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
  - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

## 第2節 環境保全協定締結事業所

番号	事業所名	用途地域	協定値を設定しているもの※				
			大気	水質	騒音	悪臭	土壌
1	(株)I J T T	工業専用	○	○			
2	(株)阿部製作所	"					
3	岩手県生物工学研究所	無指定		○			
4	岩手製鉄(株)	工業	○	○			
5	(株)薄衣電解工業北上工場	工業専用					
6	エーアイシーテック(株)北上製造所	無指定		○			○
7	(株)エツリコエンジニアリング	無指定					
8	エムシークロップ&ライフ化成(株)北上工場	"	○				○
9	大森クローム工業(株)東北工場	"					○
10	(有)柿崎養豚	無指定		○		○	
11	キオクシア岩手(株)	"	○				○
12	北上アスコン	無指定			○		
13	(株)北上スポーツパーク	"		○			
14	北上槌屋デカル(株)	"					
15	北上鐵工(株)	"					
16	(株)北日本リゾート(夏油高原スキー場)	無指定		○	○		
17	グリーンリサイクル(株)北上工場	工業専用					
18	クリテックサービス(株)東日本事業所	工業専用		○			
19	(株)ケイアイファーム	"				○	
20	(株)ケディカ北上工場	工業専用					○
21	ケミコン東日本(株)岩手工場	工業		○			○
22	ケミコン東日本マテリアル(株)岩手和賀工場	無指定		○			○
23	光栄工業(株)東北工場	無指定		○			
24	(株)後藤製作所	工業専用					○
25	サタケ東北(株)	工業専用		○			
26	佐藤化学工業(株)	"				○	
27	シチズン時計マニファクチャリング(株)東北北上工場	工業専用					○
28	(株)ジャパンセミコンダクター	"	○				
29	(株)スペック	準工業					○
30	スリーエムジャパンプロダクツ(株)岩手事業所	"	○				
31	(株)セブンツーツー(きたかみカントリークラブ)	"		○			
32	(株)多加良製作所 岩手工場	工業					
33	多摩化学工業(株)北上工場	準工業				○	
34	司ゴム電材(株)北上工場	無指定					
35	(株)ツガワ 北上工場	工業専用					○
36	TDKエレクトロニクスファクトリーズ(株)北上工場	工業専用		○			
37	デリカ食品(株)	工業専用					
38	東邦特殊パルプ(株)北上工場	"					
39	東北日発(株)	工業		○			
40	東北ボール(株)北上工場	工業専用		○	○		
41	東北ユーロイド工業(株)	工業専用		○			

番号	事業所名	用途地域	協定値を設定しているもの※				
			大気	水質	騒音	悪臭	土壌
42	トヨタ紡織東北(株)本社・北上工場	工業専用					
43	中川装身具工業(株)北上工場	工業専用					○
44	中川ヒューム管工業(株)北上工場	工業		○			
45	(株)ナガソノ	〃					
46	(株)ニシキ 食品容器事業部	無指定			○		
47	日本重化学工業(株)南岩手事務所	無指定	○				
48	ハイブラ化成(株)	〃				○	
49	ハイリマレリ岩手(株)	工業					○
50	東綱スチールコード(株)	〃	○	○			○
51	富士産業(株)北上工場	〃					
52	(株)富士商会 北上支店	無指定		○			
53	(株)ベスト	無指定					
54	(株)マルヤス・セキソー東北	〃					
55	(株)ミスズ工業 岩手工場	工業専用					
56	三菱製紙(株)北上工場	〃	○	○		○	
57	(株)ライフドリンクカンパニー	工業専用		○			
計			9	22	4	6	14

※協定値設定に○のないものは基本的事項のみの内容で締結しています。

※締結状況及び名称は原則として令和6月末現在の名称です。

令和7年版 環境報告書

令和8年3月

発行 北上市  
編集 北上市生活環境部環境政策課

〒024-8502  
岩手県北上市上江釣子 17 地割 201 番地 2  
TEL 0197-72-8281  
FAX 0197-77-3591

e-mail [kankyo-s@city.kitakami.iwate.jp](mailto:kankyo-s@city.kitakami.iwate.jp)  
HPアドレス <https://www.city.kitakami.iwate.jp>